

平成30年第1回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月7日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時09分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	9番	国忠崇史君
	10番	山居忠彰君	11番	十河剛志君
	12番	出合孝司君	13番	遠山昭二君
	14番	井上久嗣君	15番	粥川章君
	16番	斉藤昇君	議長	17番 丹正臣君

欠席議員（1名）

8番 岡崎治夫君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中舘佳嗣君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院長	加藤浩美君

教育委員 会長 中 峰 寿 彰 君 教育委員 会長 村上 正 俊 君
教 育 委 員 会 長 教 生 涯 学 習 部 会 長

農業委員 会長 松 川 英 一 君 農業委員 会長 武 田 泰 和 君
農 業 委 員 会 長 農 事 業 務 局 会 長

監査委員 吉 田 博 行 君 監査委員 局長 穴 田 義 文 君
監 査 委 員 監 事 査 務 委 員 会 長

事務局出席者

議会事務局 局長 浅 利 知 充 君 議会事務局 局長 岡 崎 浩 章 君
議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 幹 事 議 会 事 務 局 幹 事
議 会 事 務 局 幹 事 議 会 事 務 局 幹 事

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。8番 岡崎治夫議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は前日の続行でありますので、朗読は省略いたします。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

前日に引き続き、日程第1、議案第1号から議案第28号までの平成30年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案28案件を一括議題に供します。

これより、大綱質疑を続行いたします。

14番 井上久嗣議員。

○14番(井上久嗣君) おはようございます。

それでは、通告に従いまして大綱質疑をさせていただきたいと思えます。

初めに、士別市行財政運営戦略について、幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

2月の20日に行われました全員協議会で士別市行財政運営戦略(案)というのを御提示いただきまして、概略の説明をいただいておりますが、幾つか掘り下げて御説明いただきたく何点か質問させていただきます。

こちらは、策定の趣旨として士別市行財政運営戦略は云々とありまして、新たにスタートするまちづくり総合計画を着実に実行するために、これまでの行財政改革の取り組みをさらに進めるとともに、戦略的で中期的な展望に立った今後の行政組織や行政サービス、財政運営の指針を定めるものということと書かれております。私としては、かねてより中長期的な財政計画などを提言していたというところもありますので、この考え方に大きく期待をしているところでもあります。

その戦略の基本方針ということで、4つの基本方針が書かれております。1つ目が時代の変化に対応できる行政組織の構築と事務の効率化、2つ目が質の高い市民サービスの提供、3つ目が地域力との連携、4つ目が健全で持続可能な財政運営となっております。

それで、まず、基本方針にあります1番目の時代の変化に対応できる行政組織の構築と事務の効率化とありますが、そちらの中で取り組みの項目として組織体制の見直しと機構改革とございます。これは、非常に細かいことは書かれていないわけですが、こちらについて、以前よ

りコンパクトな庁舎の改築にあわせて組織機構を見直すということを言われていますが、次年度から始まります行財政運営戦略の中で、具体的にどのように組織体制の見直し等々、機構改革をされるのか、現時点の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

同じく、その後に書かれております適正な定員管理とございます。こちらについても、現時点でどのような考え方をお持ちなのか。今、定員適正化計画というのがございますが、これは30年4月1日までとなっておりますので、この後の新たな定員適正化計画を別途またつくられるのか。もしくは、今後つくられます行財政運営戦略の中の実施計画というのを今策定中とお聞きしていますので、そういったものの中に包含をされるのかということも含めてお答えをいただきたいと思います。

次に、(2)基本方針の2番目、質の高い市民サービスの提供とございますが、その2番目にICTの活用などによる質の高い市民サービスとございます。そちらの中の主な取り組み項目という中で、電子申請による市民サービスの向上というのがございます。これは今でも若干の電子申請等の取り組みがあるとお聞きしていますので、そちらのまず現在での電子申請の取り組み状況と、その利用ぐあいというか実績というか、その部分をお話しいただきたいのと、今後、新たなこの行財政運営戦略の中で取り組みをされる部分、電子申請の広げられる部分について、今お話しただけの部分があれば御説明をいただきたいと思います。

次に、基本方針の4番目の健全で持続可能な財政運営とございます。その中で、1番目に財政収支見通しと財政健全化に向けた目標とございます。その中で書かれているのは、発生主義の考え方を取り入れた債務償還バランスの数値目標を取り入れ、債務超過にならない債務償還能力の指標化を図ることで地方債発行額を判断するなど、公債費の抑制を図りますとあります。

わかりやすいような、わかりづらいような、非常に理解しづらい部分もあるので、そこでちょっとかみ砕いてそれぞれお答えいただきたいんですが、まず、発生主義の考え方を取り入れるとございます。民間企業でありますと、発生主義というのは、例えば、決算前に物品を購入して決算日後に支払いをしたなどの場合は未払い金ということで、発生時の部分で会計処理をしていくという部分を発生主義というふうにも言いますが、本市が今の本市の会計において、そのような会計処理をするということでは多分ないとは思いますが、そういった部分も含めて、この発生主義的な考え方を取り入れていくということは、まず具体的にどのようなことを示されているのかをわかりやすく御説明いただきたいと思います。

次に、債務償還バランスのことが書かれております。これは、事前に資料請求をいたしまして議員の皆さんのお手元にも行っているかと思いますが、償還バランスという部分をこの資料に基づいて、まずわかりやすく同じく御説明いただきたいのと、そこに数値目標設定ということもこの計画の中には、行財政運営戦略の中に書かれておりますので、具体的に数値目標設定というのはどのようなことを示されていらっしゃるのか、そちらの部分もあわせて御説明をいただきたいと思います。

それと、中期財政フレーム、これは29年度、この3月末をもって3年間の取り組みとして終

わるわけですが、1つとして公債依存度の抑制、2つ目が財政調整基金充足率の設定は、具体的にいうと財政調整基金は10億円を下らないようにすると、それと3つ目が歳出を10%、3年間で削減していくと、これは義務的経費、投資的経費を除いた部分ですが、ということで3年間、取り組んできまして、残念ながら取り組みの1番目の公債依存度の抑制という部分が若干オーバーするというところで終わるわけですが、今後、新たにつくられる行財政運営戦略の中で、中期財政フレームの3つの取り組みというのは何らかの形で継続をされるのか、それとも、これは3年間で終わって、先ほど言った数値目標を含めた中で進められるのかをお答えいただきたいと思います。

それと、士別市行財政運営戦略の8ページに財政収支見通しということで、来年度から、まちづくり総合計画にあわせた8年間の中で財政収支の見通しが表として載っております。歳入におきましては、市税からずっと各ございまして、2018年から2025年までの歳入の予測が立っております。歳出も人件費、扶助費、ずっとありまして、歳出の合計として試算がなされております。

この中で、最終的に単年度の収支見込みが年次ごとにどのように変化するかという推計値が載っております。これは、単年度収支が黒字になる、赤字になるということも重要な試算のデータとしてももちろん必要なものなのですが、さらにこれ一応、市税の収入ですとか支出の部分を、これはもちろん変動はありますけれども、試算をされているわけですから多少の変動はあるでしょうが、この中に例えば年次ごとの地方債残高がどのぐらいの金額で推移するのかですとか、例えば健全化判断比率、よく言われる実質公債費比率等々の主要なそういう判断比率等々の予測値を記載されることによって、さらに今後の財政収支の見通しがわかりやすくなると思うわけですが、その辺の記載の必要性が私はあるかと思うんですが、その考え方もお聞かせいただきたいと思います。

それと先ほども若干触れましたが、行財政運営戦略にのって今、実施計画を策定されているということです。実施計画も、これはまちづくり総合計画とあわせて実行計画と展望計画と前期・後期、4年ずつ、なるのかなと思います。その辺も含めて、今、策定中の実施計画の主な中身はどんな形で考えられているのか、お答えをいただきたいと思います。

最後に、先ほど触れました今後8年間の試算によりますと、例えば、歳出の投資的経費を見ますと、この計画の後半のほうですけれども、現在、投資的経費というのは、これは本庁舎の建てかえがありますので、例えば来年度、再来年度と2、3年は、もう28億、26億という大きな投資的経費が使われる見込みであります。これが2023年度、2024年度、2025年度となりますと9億6,900万円、同じく9億6,900万円、2025年には7億8,500万円ということで、投資的経費が10億円を下回っていくという、地域経済にとっても非常に厳しい数字がここに出ています。

これから公共施設マネジメント計画を含めまして、その着実な推進とともに、財政の硬直化を極力抑えながら地域経済の安定のために一定程度の投資的経費の確保を目指すという、極め

て難しい両立した市政のかじ取りが必要となってくると思いますので、それらへの総合的な考え方をお聞かせいただきまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） おはようございます。

井上議員の御質問にお答えを申し上げます。私からは基本的な2点について申し上げて、その後は総務部長、そして財政課長のほうから御答弁させていただきます。

2月20日の日に議員の皆様方にお示しをさせていただきました士別市行財政運営戦略（案）に基づきまして、ただいま井上議員から、幅広い分野にわたる貴重な御提言も含めて御質問をいただいたところでございます。この戦略につきましては、趣旨にも掲載をさせていただきました。ただいま井上議員からも御説明いただきましたとおり、今、3月定例会で提案を申し上げます8カ年間のまちづくり総合計画を着実に実行していく、そのためには行政組織、行政サービス、あわせて財政運営というものをしっかりと指針を示しながら、それに基づいて具現化をしていくというようなことを含めながら、基本的にこの戦略を示させていただいたところでございます。

その中で、時代の変化に対応できる行政組織の構築と事務の効率化ということの中で、組織体制の見直しと機構改革、これがまず第1点、第2点目には適正な定員管理という御質問を賜っていますので、この点について私から御答弁を申し上げますけれども、組織体制の基本的な見直しにつきましては、新庁舎が開設されるときには、もちろん1階フロアはいろんな証明関係も含めた組織になるわけでありますので、その段階で現在の士別市の機構そのものを全般的に見直しながら新庁舎に移っていくということでございますので、早急に議論を始めながら2カ年間でその方向性を出しながら進めてまいるという考えでございます。

特に窓口のワンフロア化、そういったこともございますので、そういったものにも配慮しながら進めていくという考えなのでありますが、平成8年に職制の分野についてはスタッフ制、これは機構組織でありますけれども、それまでは士別市の行政機構というのは部・課・係制ということで、こういった体制だったのでありますが、係を廃止をして、より機敏的に動けるといっても含めながらスタッフ制を配置したのが平成8年になります。それから、もう既に二十数年経過をしているのでありますが、このスタッフ制について5年ほど前から検証を加えてまいりました。これは、担当の職員の方々のアンケート調査なども含めながら検証を重ね、3年ほど前から、スタッフ制と係制というものを併用しながら行政組織を今、運営をしてきているところであります。

そんな中で、本年の4月1日からこの組織を再度、もとに戻すということで、係長制を採用していくという考え方のもとで今いるところでございます。私は、行政の究極の目的は何かというと、これはもう人材の育成であるということ、人材を育成するということは、もともたらいろんな場所で申し上げているのでありますが、市民の人材育成はもちろんでありますけれども、行政をつかさどる職員の人材をしっかりと育てていくというのも、これは行政の究極の目的で

あると、こう考えているところでもあります。そういった意味では、より一層、係長職の仕事を明確にしながら責任をより発揮させていくというようなことが必要であるということで、今日までスタッフ制の中でそういった検証に至ったところがございますので、この4月の人事発令によってスタッフ制を係制にするということで係長の配置をしていくと。ただ、職員の降格だとか、そういったことは一切ございません。そういった形の中で進めていくということで考えてございます。

それから、課長職を補佐するというような形の中で主幹の中から副長という者を命じながら、その体制をとっていくという形にしようと思います。スタッフ制というのは、例えば課の中でいろんな業務をみんな協力でき合うという、そういったことも含めながらスタッフ制にしてきたんでありますが、私は今、職場の中でも連携ということを申し上げてございます。部の中で、課の中で、業務はしっかり連携を保つべきだと。ですから、係長制にしようとも課の中で今までどおりに、スタッフ制同様に業務は連携を持ちながら行っていくという形の中で進めてまいるといふ、そういう考えでございます。

それから、2点目の適正な定員管理の部分でありますけれども、先ほど井上議員のお話のとおり、現在の適正化計画につきましては本年4月1日までの計画となっております。そんな中で、政府は現在、60歳の国家公務員と地方公務員の定年を65歳まで延長するという旨の検討に入りました。2019年度から段階的に引き上げる案が今のところ示されているところであります。そうなってまいりますと、定員管理についてもそれと並行しながらしっかりとした管理体制をとらなきゃならないということもございまして、毎年、新たな計画を策定するのではなくて、この戦略の中の実施計画の中に定員管理も含めて行ってまいりたいと、こう考えているところでもありますと同時に、今、国でも働き方改革の問題で議論がされていますけれども、これは私ども地方自治体にとっても当然でありますし、その改革の中で、いかに時間外勤務の縮減をしていくのかということも極めて重要なことになるわけでもありますので、先ほど申し上げた職制、係制の配置とあわせながら、こういったような時間外勤務の縮減といった問題についても一体的に取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上、私から2点について答弁申し上げ、残余の答弁については担当のほうから申し上げます。

○議長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から御質問のありました電子申請、債務償還バランス、中期財政フレーム、実施計画の主な内容についてお答えをいたします。

まず、現在の電子申請の状況でございますが、取り組みとして給与支払報告書、法人市民税の申告などの地方税関係、こういった手続を初め図書館の貸し出し予約、また北海道と共同開発をいたしました電子自治体共同システム、こういった住民票の交付申請なども含めて、34の手続について現在、導入をしているところでもあります。

その中で利用状況といたしましては、主に事業所の方が利用される地方税の手続きで、平成

28年度で申し上げますと全体の49%に当たる1万4,200件、これが電子申請により行われております。このほか、図書館の貸し出し予約、これも28年度で99件というような実績でございます。ただ、共同システムによる手続につきましては、マイナンバーカード等による電子証明書が必要になるというような使い勝手の関係もありまして、余り、そういった部分の手続は普及していないというのが現状でございます。

今後の新たな取り組みの方針といたしましては、子育てに関するサービスの検索ですとかオンライン申請、これをワンストップサービスへの対応を進めるということで、現在、既に導入されてはおりますが、これをさらに使いやすくするための検討を進めるということ。それからもう1点は、選挙の不在者投票用紙、これのオンラインの請求が可能になったということもありますので、投票日まで期間が短いというようなこともございますので、こういった部分については時間短縮による投票機会の確保が期待できることから、その対応を進めていくという考えでございます。

次に、中期財政フレームについてでございます。

井上議員からお話のありましたとおり、中期財政フレームにつきましては3つの目標を掲げました。公債依存度14%以内、財政調整基金、実質的に10億を残す、それから歳出を10%削減という目標です。この中で公債依存度につきましては、この29年度までの3カ年の見通しで15.5%の見込みとなっております、目標の14%を1.5ポイント上回ってしまうという見込みになっております。

この要因といたしましては、事業が新たにという部分については、国が災害の対応を進めるために学校の屋内体育館の改修を進めるというような部分がございますので、そういったものを除いては事業費が見込みより大幅に増大したというようなことが主な要因というふうに考えておりますが、そういった意味では、この公債依存度というのは、予算編成の指針にもなるように、ある意味歳入に占める割合というような非常にわかりやすい指標を設定したという考えのもとに構築をしておりますが、一方、実質的には決算を迎えた段階での実績と比較しますと、なかなか数値目標としてのいわゆる実効性を保つのが難しいという側面も感じているところであります。

そういう意味では、今回、大規模な事業、環境センター、庁舎の整備を含めてですが、こういった事業が集中するこの3カ年に限って中期財政フレームを設定したわけですが、こういった反省を踏まえて新たな行財政運営戦略、ここに結びつけていこうという考え方でございまして、中期財政フレームの3つの数値目標については、この3カ年で一応その役割を終えたという考え方でございます。

次に、債務償還バランスの考え方についてであります。

井上議員からも、発生主義の考え方というのはどういった観点かという趣旨の御質問をいただきました。現在、私ども官庁会計は現金主義ということで、予算・決算も含めて、最終的に資金繰りがきちんとできているかどうかということに主眼を置いて運営をしているところでご

ざいます。

一方、企業が用いられているような発生主義につきましては、いわゆる健全性の一番の視点としては収益、利益が出ているかどうかということで、その期間の中で債務償還能力があるかというようなことを見るために、それぞれ、既に発生した債務だけではなくに、将来発生し得る、例えば退職金についても引当金というような形で費用化をして、その期間の収益を見るところというような手法が用いられているところでもあります。

今回、債務償還バランスの中には、いわゆる予算上はちょっと見えにくい部分であります債務負担行為、今、申しあげました退職金等々の引当金、こういったものも全て含めた上で、その中長期にわたる健全性が確保されているかどうかという視点で目標を設定したいということでもあります。

決算の際に御説明を申し上げております実質公債費比率、これは私どもとしても非常に重要な指標として考えておりますが、これについては決算ベースで償還金が全体に占める割合が幾らかということで、金利ですとか実質的な返済ということで、交付税措置がどの程度あるかということが全て加味されて決算上で初めて出てくる指標ということで、そういった意味では、財政運営上、予算編成の際にどういった目安を用いるかという部分については、なかなか見通しが難しいという側面もあります。

債務償還バランスについても、中長期の見通しを立てるという意味では同じような難しい側面はございますが、例えば、オーバーローンにならないようにきちんと債務償還能力があるかどうかという意味においては、平均償還期間、これは、例えば今のローンで返している金額、これが、あと何カ年償還にかかるのかというのを一つの指標にして、これは現状の分析です。もう一方は債務償還可能年数ということで、ローン返済に充てることのできる収入、例えば家計でいえば給与ですとかボーナスになると思いますが、そういったものが幾らあるのかと。それを充てれば何年で償還できるのかということと比較して、実際に償還をする平均償還期間よりも、返済能力を充てれば、それよりも短い期間で返すことができるということを指標として設けたいという趣旨でございます。

そういった意味では、井上議員御指摘のとおり、ちょっとわかりにくい部分があるかと思えます。ただ、繰り返しになりますが、中長期の収支バランスを見るという意味では、やはりこういった手法を用いないとなかなかそれが見えてこないということもございまして、今回申し上げた数値目標という債務償還の2つの年数が逆転しないようにバランスを保つと、そういう意味で数値目標というふうに申し上げたところであります。

次に、作成中の実施計画の主な内容という点であります。

行財政運営戦略の中で、今回、具体的な取り組みについては実施計画というものを定めて、これは8年間の年次別の目標を設定するというところで、議員お話しのとおり、4つの基本方針に沿って具体的な取り組みを設定するという考え方です。計画期間自体は、前期・後期で見直しも必要になるだろうというふうに考えておりますので、そういった4年の見直し期間

を設ける中で、基本方針の一つとして時代の変化に対応できる行政組織の構築と事務の効率化、こういった点では、新庁舎への移転等々に向けた組織体制や配置基準の見直し、機構改革に取り組むというようなことが主な取り組み内容です。

次の基本方針の2、質の高い市民サービスに向けては、総合窓口ですとかワンフロアで完結できるような窓口サービスの実施等々を含めた取り組みを進めていく。

基本方針の3、地域力との連携につきましては、市民、民間団体等との連携による各種事業の実施、地区別計画に基づくモデル的な事業に対しての支援、こういったものに主眼を置いて行っていく。

基本方針の4、健全で持続可能な財政運営については、事業の重点化、行政評価等々による社会情勢の変化、市民ニーズを的確に捉えて取り組みの成果をきちんと検証していくというような方策を考えているところでございます。

今回の行財政運営の主眼といたしましては、これまでも井上議員から御提言をいただいておりますように、中長期的に見て健全性をどう保っていくのかという点に主眼を置いて運営をしていくという考えでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸徹也君） 私からは、財政収支見通しの8カ年の試算において健全化判断比率等の指標が入っていないという理由、それから最後に御質問のありました総合計画後期における投資的経費が前期と比べて減少している理由等について御答弁させていただきたいと思っております。

まず、財政収支見通しの8カ年試算についての関連でございますが、お話にもありましてとおり、財政収支見通しにつきましては、今回、計画期間におけます性質別での歳入歳出の推計、それから単年度収支見込みをお示したのとなっております。御指摘の健全化判断比率などの数値が未記載である理由でございますが、こちらにつきましては、まず、財政収支見通しにつきましては、総合計画期間8年間における実施される見込みの事業を対象とした裏づけの推計であるということ。それから、健全化判断比率等については、財政運営については非常に重要な数値ではあるんですけども、財政見通しはあくまで総合計画掲載事業の着実な実施に向けた財政推計に主眼を置いているということ。さらに前期計画においても財政推計に特化して掲載してきたということもありまして、今回も財政推計のみを掲載してきた経過がございます。

実際、総合計画におけます財政見通しの役割といたしましては、現計画期間における実施事業を着実に実施していくために、財政推計で見込んで、その中でどのような財政運営が今後必要なのか予測をしていくことで、対策を講じることに考えております。その意味でも、今回、行財政運営戦略におけます取り組みと連動させているものでございます。

一方、決算数値などの健全化判断比率などの数値、例えば、その中でお話にもありました実質公債費比率については、3カ年平均の数値であるということであったり、また公債費の支払いについては実際、元金支払い等の据置期間があるといったこと、さらには、この数値の中に

は特別会計や第三セクターなどにおける公債費に準じたものも積算に含まれるというもの、さらには、こちらどうしてもこの数値については、普通交付税の実質的な交付額が結果によって大きく左右される数値ということもございます。そういった算出上の特性もありますことから、行財政運営戦略の今、実施計画の取り組みといたしまして、実質公債費比率については10%台を維持できるよう適切な地方債の管理を行うものとしているという考え方を、そういった意味では明記する予定と考えております。

また、実質公債費比率等の健全化判断比率を実際、算出する際については、決算時において、あわせて今後の推計については常に行っているところでもございますので、そういった意味では、今後とも毎年の比率の算定において最新データを活用する中で中長期的な推計を行って、健全で持続可能な財政運営を図るためにも、そういった数値の動向には今後とも注視していきたいと考えているところでございます。

続きまして、計画後期の投資的経費の関係でございます。

総合計画実施計画期間における投資的経費については、普通建設事業といたしまして、庁舎改築事業、駅前再整備事業、中心市街地活性化事業といった大型事業が計画されているところでございます。一方、展望期間、総合計画後期の展望計画期間においては、主な普通建設事業といたしましては、市道整備、橋梁整備、上水道、下水道といったインフラ中心の整備が計画されているところでございます。

本市は、道路延長ですとか上下水道の管延長も範囲が非常に広くございます。そういった意味で、インフラは人口減少によって規模を縮小するということが困難でありますので、これまでも公共施設マネジメント基本計画においては、そういった面も含めて公共施設の最適化を計画してきたところでございまして、実際に今後、突発的に出てくる課題ですとか社会的なニーズによる事業は含んでおりませんが、現状の総合計画のハード事業をベースに推計しているのが今の財政推計でございますので、そうなりますと展望計画4年間の投資的経費につきましては減少する中身にはなっているところでございます。

また、今後については、人口規模ですとか少子高齢化など社会的な背景も見きわめ、生活に必要な都市機能を維持しながら効率的かつ利便性の高いまちづくりが必要だと考えております。特に展望期間においては、これまでの施設整備といった取り組みから、これまで整備してきましたストック資産をいかに効率的で効果的に活用していくか、その中でしっかりと成果が出せる取り組みへとシフトしていく期間でもあると考えております。その中で、真に必要とされる事業をしっかりと見きわめながら、必要な工事量は確保していきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） たくさん聞いたので、たくさんお答えいただきましてありがとうございます。

ちょっとだけ確認というか、質問をさせていただきますが、まず1つ目は先ほどの新しい数値目標的なことで資料をいただきまして、債務償還バランスというのが債務償還可能年限よりも平均償還期間が超えているようにと、常に超えているように進めていきたいということなんだろうが、これは分母に債務償還可能年限を置いて分子に平均償還期間にすると、要するに1.0を超えるといわゆる必要な財源がある状況という、そういう割ることによって1.0を超えるか超えないかというそういう指標もあるようなんですが、例えば、超えるよというより1.1とか1.0ぐらいを次年度は目指すとかという、もっとわかりやすい数値にすることも可能かと思えますし、例えば、これ8年間、先ほどいろいろ財政指標を含めて流動性がある中で、8年間の例えば5年後は1.1を目指すとかというのは難しいとは思いますが、短期的には例えば1.1とか1.2ぐらいを維持したいとかというような、そういった形の数値目標というもののあり方という考えはあるのか、ないのかを含めて、お答えいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 井上議員から御指摘がありました数値目標という意味では、1なり1を超えるということになるかと思いますが、例えば事前にお配りした資料の債務償還バランスの中で、債務償還可能年限と平均償還期間、これは平成28年度の決算ベースですけれども、比較をしますと1.33年、実質的に平均償還期間が上回っているということで、その分、少なくとも償還能力が上回っているというような見方ができるかなというふうに思っております、主眼としては、これをゼロにはさせないという意味ですので、ここを何年に持っていくために云々というよりは、数値目標としてはそれが指標になるかなというふうに思います。

ただ、これを単年度で見ますと、いわゆる収支バランスを見ている数字ですので、ここできると経常一般財源等は、そのときの地方財政計画等々によっても大きく影響を受けますので、実質的な運用としては3カ年平均というものが必要だろうというふうに思っております。ですから今回で申し上げますと、28、27、26の平均を出しますと、この資料には載せてございませんが、3カ年平均では1.47年、平均償還期間が上回っているということで、こういったものをゼロにさせないと、これが少なくとも我々が最低限守るべき数値目標という意味合いで、それに向けて今後の推計の中では、やはりぎりぎりにならないような財政運営の指標として念頭に置きながら財政運営に努めるというような考え方で進めてまいりたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） それと組織機構の見直しということで市長からお話をいただきました。どうしても、今までされていたスタッフ制というのは、限られた職員の数の中で横断的に、ある程度進められる、いわゆる機動性を高めるためにスタッフ制にしてきたという部分もあったかとは思いますが、これを係制にされるということで、担当は非常にわかりやすくなるというのはあるんですが、係ということで明言化することによって横の連携の、縦割り制が表面化し過ぎて、連携が逆に弱まるんじゃないかというちょっと危惧もしたんですが、先ほど市長の

お話の中では、そういうことがないようにきちんと連携をとりながらやっていきたいということでした。改めてお聞きしますけれども、係制をしながらも、それぞれに応じて連携をしながらやっていくということによろしいのでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 井上議員のおっしゃるとおりです。スタッフ制というのは、確かに例えば課の中で考えますと、その課に15人職員がいるとすれば、いろんな業務を連携をとりましょうという形の中で、機動性を持って業務を進めるということでやってきたのでありますが、しかしながら、十数年たってみますと、先ほど申し上げたとおり、責任の分野などを含めまして、どうも明らかになっていない点もあるということで、今回、係制に戻すということであり

ます。私は、課長の業務として自分の課の仕事は、たとえそこに係が2つあろうが3つあろうが、課長の責任として、それはしっかりと連携をとらせるべきだと。ですから、他の係の業務もやっぱり連携をとって応援をしながらやっていくと、これがまさにこれから必要なときだと思うんです。部の中でも部長の責任で当然なりますし、行政として考えれば、各部局がそれぞれいろんな意味で連携をとらなければ、少ない行政人員の中でやっているわけですから、なかなか充実した仕事もできないということがございますので、そういったことを含めまして、一切業務が停滞しないように、より住民サービスが向上するような形で進めていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

市立病院の経営に関する質問をさせていただきたいと思っております。29年度も、もうすぐ残りわずかとなりまして、第4回定例会のときにも29年度末の決算見込み等も議会の中で御報告がありました。あれから、もう年度末近くなってきておりますので、改めて今年度末の決算見込み、患者数等々の見込みについてお聞きしたいと思っております。

それと、今回、資料請求をさせていただきまして、これも皆様にお配りされていると思っておりますが、道内の主要な、これは一般病院、自治体病院の決算ですとか収益の状況の比較一覧を配付していただきました。これを見まして非常にうちも厳しいですが、ほかにも厳しいところがたくさんありまして、これだけじゃ見られない数字もたくさんあるかと思っております。非常に、これをつくるのは大変だったと思っておりますが、データを比較、分析をどのようにされているのか、この概要を含めまして御説明をいただきたいと思っております。

それと、次に30年度予算積算が出ておりますが、今回、先ほどの資料にあります過去のデータも含めて30年度予算を積算されたと思っております。その積算の内訳ですとか基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

そして、もう一つこれを見ますと、資料に経常利益1億円となっておりますが、これは多少前後するんですが、この見込まれる29年度末の経常利益、剰余金ですが、これは病院会計の

中でそのまま繰り越しをされるのか、また別途処理をされるのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それと、次に3月末で北海道から医師派遣が終了するとお聞きしております。本来1年のところ、特別に2年来ていただいて、非常に残念なんですけど派遣が終了すると。また、糖尿病専門外来の担当医師がやめられるということで、合わせて医師2名減となりますが、その中でこの予算をざっと見ますと、入院、外来ともほぼ29年度並みの予算を組んでいらっしゃるのですが、医師2名の中で対応をされるということなんでしょうが、その辺大丈夫なのかという若干懸念もありますので、含めて今後の対応をお聞かせいただきたいと思います。

次にこのところ、ここ数年、看護師数等々が非常に大きく減少してきているとお聞きしております。それらもどのように減少を含めて計画されたのか、現況がどういう状況で、対応は大丈夫なのかということを含めて、現状等々お知らせいただきたいと思います。

最後に、地方公営企業法の全部適用が新年度から始まるということで、現在、それに組み込まれる準備をされているかと思いますが、医師、職員の皆さんの意識変化が現時点でどのように進んでいるのか。また、来週の予算審査の関連議案におきましては、関連すると思われる一般職に関する条例制定も審議されますけれども、新年度からこの新たな病院の体制はどのように進められる予定、どういふ変化があるのかもあわせてお聞きして、この質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私のほうからまず決算状況、30年度の予算、それから医師・看護師体制等々について御説明をさせていただきます。

まず初めに、29年度の患者数及び決算見込みについてでありますけれども、2月末の患者の状況で申し上げますと、外来につきましては1日平均461.5人ということで、前年度同期と比較いたしますと2.6%の減というような状況になっております。これに対しまして、入院患者数で申し上げますと1日平均115.4人ということで、対前年度同期と比較いたしますと5.2%の増ということで、昨年も入院につきましては年度比較では伸びております。さらに今年度も伸びているという状況が続いております。

1月末の収支状況で申し上げますと、これも対前年同期との比較ということになりますけれども、外来収益におきましては、患者数は減っておりますが、収益といたしましては2,400万円ほどの増、入院収益につきましては1億600万円の増というような状況になっております。診療収益全体では、入院、外来合わせますと1億3,000万円ほどの増になっているという状況になっております。

ただこれに対しまして、当然、入院収益等が、診療収益が伸びるということは、それに対応します材料等も伸びる、薬品も伸びるというようなことで、そういった材料費等の伸びが4,300万円ほどの増になっております。この1月までの収支状況から現状の患者数が推移するというようなことで想定いたしますと、単年度収支でいきますと1億2,300万円ほどの資金残になるかなというふうな見込みを立てているところでありまして、最終的には年度末での不良

債務は発生しないというような見込みをしているところでございます。

続きまして、道内自治体病院との比較ということで資料のほうを配付させていただきました。自治体病院ということで病床数が100以上、さらに外来1日当たりが250人以上の自治体病院ということで、28年度の決算状況との比較ということになります。全体で、当院を除きますと25の病院がございます。

その表にまとめております主な内容といたしましては、診療収益、それから一般会計からの繰入金、不良債務額、それから独自に集計となっておりますが、一般会計からの繰入金比率ということで繰入額を診療収益で割り返した比率、要するに繰入金と診療収入のバランスを見た数字で構成されておまして、一般会計からの繰入金でいきますと、当院、これまで10億円を超える繰り入れが行われてきたわけでありましたが、30年度予算では、これを大きく下回りますして8億9,600万円の繰り入れという予定でございます。10億円を超えるような自治体病院数でいきますと、25のうち16の病院が10億円を超えるような繰り入れが行われている。それから、不良債務でいきますと、いわゆる赤字が発生している病院としては12病院があるというような状況になっております。

また、一般会計からの繰入金比率で、当院でいきますと、27年度決算でいきますと、上段のほうになりますけれども、49.4%という数字になっております。30年度予算でいきますと、これが39%ということになっておりますが、この比率で全体を見まして50%を超えるというような病院が7病院というような状況になっておまして、規模が小さい病院ほどこの比率が高くなる傾向があるのかなというふうに見ております。

続きまして、30年度の予算積算の内訳についてであります。12月までの実績をもとに予算については計上しておまして、現状の診療体制を維持するというような前提の中で設定しておきます。これでまいりますと、一般病床におきましては1日平均45人の入院患者ということで、単価につきましても5万1,000円、一般病棟におけます入院患者につきましては1日平均68人、単価でいきますと1日当たり2万円、外来につきましては1日当たり462人を見まして単価は8,600円ということで、前年度よりも若干ずつ単価と人数と、外来は減っておりますが、入院患者数については増えた状態で予算を計上しております。

それとあわせて、一般会計からの繰入金につきましては、病院改革プランに基づきまして8億9,600万円ということで予算をプラン額どおり計上しているところでありまして、29年度予算と比較いたしますと1億3,900万円の減というようなことになっております。

それから、議員からお話のありました29年度の決算で資金残が出た場合、どのような取り扱いになるのかということでありますが、30年度予算、前年度ベースに作成しておりますので、今後の医師体制や患者の状況によっては大きく変動する要因もございます。場合によっては単年度で収支不足が発生するという事柄も考えられるところであります。

新経営改革プランの期間中におきましては、これまでとってきました不良債務を発生させないために、年度末、一般会計からの追加繰り入れというようなことはもう行わないという形で

取り組んでおりますので、もし平成30年度、資金不足が発生したといたしましても、平成29年度、今年度末の資金残がその額内であれば新たに年度末に不良債務が発生しないこととなりますので、形としては繰越金的な取り扱いという形になりまして、特段の処理というものはないところでございます。

続きまして、医師体制についてであります。

議員おっしゃられたとおり、北海道からの医師派遣をこれまで受けてまいりました。通常1年のところを2年という形になっておりますが、この派遣に当たりましては、派遣の間につきり常勤を確保するなり、それなりの体制をとりなさいという中での派遣でございますので、29年4月からは修学資金を貸し付けた医師の勤務で、その体制へ移行を図っております。

さらに年度末に向けて、先ほど言いました糖尿病外来を専門に担っていただきます常勤の先生が退職ということになりましたので、医師確保につきましてかなり積極的に行動を起こしてきたところなのですが、残念ながら常勤医の確保という形には至っていないところであります。また、民間紹介業者等も通じて確保に当たっておりますが、そちらの情報もなかなか集まらないというような状況になっております。

ただ、それでは4月以降の診療体制が困りますので、実際には出張医、外来業務それから当直業務をやっていただけるような、言ってみればアルバイトの先生、こういった医師の確保も一定程度見込まれる状況になりました。また、旭川医科大学のほうにお願いして、糖尿病専門外来の支援もお願いをしてまいりました。このほど、月に2回程度の外来支援をしていただけるという御回答をいただきましたので、こういった体制も組み込みながら対応を図るとともに、現在おります常勤医、こちらのほうも科をまたいで併診している患者さんもいます。それから、糖尿病外来といいましても軽度の方もいらっしゃいます。そういった患者につきましては、これらの医師で、常勤医等で振り分け、手分けをして対応してまいりたいというふうを考えております。

続きまして、看護師体制のこれまでの状況と経過ということでもありますけれども、これまで診療体制が、病院、大きく変わってまいりました。そんな関係で、看護スタッフの適正配置ということで変化が起きてきている状況であります。特に、病棟体制の変更ということで急性期中心から回復期・慢性期中心へと病棟体制が変わったこと、それから医師数の減少等に伴いまして手術件数も減っているという状況があります。また、外来患者数につきましては、地域の人口減ということもありまして減少していると。それにあわせた看護師体制を図ってまいりまして、数でいきますと平成27年4月には看護師、准看護師、合わせまして正職員で122名おりましたが、現在、29年3月1日現在では、ここが95人というような状況になっております。

特に、看護師数の大半を占める病棟体制につきましては、配置基準、施設基準におけます病棟ごとの施設配置基準の看護師数がありますので、一般病棟におきましては10対1というような基準に基づく配置、それから療養病棟につきましては20対1というような基準に基づく配置となっておりますので、この病棟数が27年では一般病床が2つ、療養病床が1つ、現在は療養

病棟が逆に2つで一般病棟が1つということで、その比率が大きく変わっております。そこを27年現在の病棟看護師配置数、その当時、75人がいたわけでありまして、それをベースに基本とした場合で、配置基準の体制の変さらによりましては、机上の数字ではありますけれども、75人が58人で済むというような数値の計算式になります。そういったこともありまして、病棟体制の看護師の減等々がありまして現在の数値、配置数に至っているという状況であります。

私からは以上でございます。

○議長（丹 正臣君） 三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） 私のほうから、全部適用を控えた職員の意識の変化という部分についてお答えさせていただきます。

特に意識の変化というのは、今の段階では、4月から全部適用になるからということではなくて、既に、これまでの経過の中で意識が大分変わってきているというふうに私は捉えております。というのは、少し経過をお話しさせていただきますと、うちの病院の経営が非常に悪化してきたのが、いわゆる議員も御承知のとおり、平成16年に医師の研修制度が変わりまして、当時28人いたお医者さんが急激に減って12人というような中になり、そして、それに伴って入院患者が減少していったということで、その後わずか3、4年で不良債務を13億円ほど抱えるような状況になりました。

ただ、当時はまだ医局のほうにお医者さんが戻ってくると、そうなるとうちにまた派遣できるだろうということで、ドクターさえ戻ってくれば経営環境はまた変わるというような、そういった認識があったわけですが、現実的には、その後ずっと医師の偏在、また全然解消されず逆に進んだというような状況がありまして、それに加えて各自治体、人口が減少しているということで、ほかの自治体もどんどん経営状況が悪化していったというような状況があります。

こういったような地域医療の環境を背景にして、その後、士別の市立病院も、本当に士別市立病院が求められている姿はどういうことなのかと、そういうことを考えながら、5年間の間に病棟の再編を幾度も繰り返してまいりました。その5年間の間に、先ほど加藤局長のほうから話がありましたけれども、急性期の4病棟でやっていたのが今は急性期1病棟、そして慢性期が2病棟ということで、病院の形態が大きく変わっています。

これらの再編に当たって、この間、幾度も当然、看護職員、技術職員に説明も加えてきましたし、国のほうからちょうど医療構想が出されて、例えば士別の病院、名寄の病院、それぞれがどういう役割を果たしていくのかということが問われておりましたので、それらについても医療スタッフ全部で情報を共有して説明会等を開催しております。特に、28年4月に現院長が就任してから、院長みずからパワーポイントで資料をつくって何回も何回も、これからの病院のあり方を説明してきています。

その結果、意識改革というか、今までと大きく変わった部分を何点か説明させていただきますと、看護師の人数が減っている中で看護師の業務の負担を軽減しようということで、例えば、

入院患者さんの薬のセット、これは入院している間、朝・昼・晩、もう大体、多い人では1日10錠ぐらい飲むんですけれども、それを1週間分全部、看護師さんがセットしておりました。それを、今は薬剤師さんがセットをして病棟に上げてきてくれると。あるいは、患者さんがリハビリに向かう、入院中でも検査があるとなると、ほとんど寝たきりの患者さんが多いんですけれども、車椅子等で看護助手なり看護師さんが連れていっていた部分を、今はリハビリ技師とか放射線技師、それとか検査技師、そういった方が手伝う。

あとは、先日も緊急入院、うちみたいな小さい病院でも1日8名ぐらい夜中にばっと入ってくる場合があります。そういうときは、入院の担当の看護師だけでなくて外来の担当の看護師が一部分手伝うと。夜勤要員が不足しているときには、これまで夜勤に入っていなかった管理職の科長補佐が入ると。そういったような体制に変わってきています。

そして、医師のほうにおいても、それまで当直とか当番、主に出張医に頼っていたんですけれども、それらをできるだけ自分らでやろうということで、そういった部分の体制の見直し。あとは、医局会議等、というのは先生方の医局会議だったんですけれども、月2回行われている医局会議についても、現在はドクターのほかに私、事務局長、看護部長も入って、病院全体の問題として月2回、朝に情報を共有して、今後の病院はどうするんだというような、そういったような取り組みもしております。

きのう、牧野市長のほうから村上議員の御質問に対して連携という言葉が出ておりましたけれども、まさに部内の縦横の連携、それと医療・技術の職種を越えた連携という部分では、これは少し進んできているのかなというふうに考えております。ただ、こういった連携については、ある意味、経営が厳しい病院にとって当たり前のことですので、当たり前の部分がたくさんありますので、これから今度の全部適用というような自主自立を求められる病院になる際には、さらに別な取り組みがないかということも考えながら、また新たに組み込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 医師、職員の意識の変化などにつきましては、今、三好副院長のほうから答弁申し上げました。私から、4月から迎える新たな病院体制についてお話をさせていただきます。

昨日も答弁させていただいたのでありますが、今、三好副院長のお話のとおり、私は長島院長を先頭としながら病院のスタッフ全員が連携をとりながら頑張ってきたと。その成果として、平成28年度の状況を見ると、18年ぶりにベッドの稼働率が上昇、5.7%引き上がったと。これは、病院体制を今、申し上げたとおり、5年かかって住民ニーズに合う体制に持ってきたということもあるわけではありますが、これもみんなで考えてやってきたことだと思うんです。それと、先ほど事務局長から答弁いたしましたとおり、今の状況でいきますと平成29年度についても1億2,300万円、資金を残せるという状況にまで来ているということは、私は本当にみんな

で頑張っていると、このように敬意を表したいと思うんです。

先日、上川北部医師会の吉田肇会長とお会いする機会があって、お話をさせていただきました。吉田会長は私にこうおっしゃいました。長島院長、本当に市長、頑張っていますよ。体を壊さないように見てあげてくださいねと、逆に私が言われたのであります。お話を聞くと、夜遅くまで病棟でもお仕事をし、朝はもう早く6時ぐらいから病院に出向いて仕事をしているということで、まさに長島院長は意識覚醒というのを掲げながら今日まで全精力をもって頑張ってきています。とにかく行動力抜群、それと熱血漢あふれる方でありますので、私は大きな期待を寄せながら4月から病院事業管理者に長島院長を任命すると、こういう形で考えてございます。

それと、新しい体制については、長島院長を支えているのは、それぞれ医局皆さん、そうなんですけれども、特に、隣にいて褒めるわけではないんですけれども、三好副院長も夜遅くでも、いろんなところでいろんな連携をとりながら、電話一つも含めて長島院長と連携をとりながら頑張っていると。そういうことでありますので、やっぱり組織体制というのは極めて重要でありますから、今、議員の皆様方に御提案申し上げてございます特定任期付職員、この条例をぜひ可決をいただきまして、可決いただくならば事業副管理者に副院長兼務ということで三好副院長を任用していきたいと。この任用権につきましては、この条例が通った段階で新しい事業管理者が任命すると、こういうことになりますので、そういったことも含めて新しい病院の体制について私から答弁とさせていただきます。

○議長（丹 正臣君） 以上で、井上議員の質疑を終了いたします。

7番、松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 最初に、委託先団体における雇用等の実態についてということで、特に体育協会に対する委託の内容についてお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

士別市の体育協会、これは昭和32年に10の加盟団体により発足して、昭和62年からは財団法人として事業を展開し、その後、公益法人改革三法の施行により一般財団法人に移行し、昨年の平成29年には体育協会創立60周年、財団法人設立30周年の記念式典が行われており、本市が掲げている健康スポーツ都市宣言にふさわしいまちづくりに大きな貢献をいただいているところであります。そこで今回、体育協会に対する行政の考え方をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

士別市体育協会は、法人といえども独自の事業収入は限られており、収入のほとんどは市からの補助金と受託料で運営されています。そのうち人件費については、100%と言っていいほど市からの委託料になっています。そこで市が体育協会に委託している事業のうち、給料の中身を見ますと、技能職員は月給となっていますが、フルタイムでの通年雇用されている臨時職員と短期間の臨時職員は日給、パートは時給と、それぞれ金額が決められています。そもそも業務委託するに当たって、なぜこのような差があるのか、まず最初にお聞きをしたいと思います。

す。本来、業務委託とするならば、特殊業務と一般業務との差が積算によって生じるのはわかりますけれども、あったとしても、フルタイムでありながら月給と日給に分かれて差が生じていることに疑問を持つものでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さらに、その単価が市の嘱託職員の単価を参考に積算をしているようでもありますけれども、これも、そもそも疑問に思うことであります。本来委託業務なら、公共建設工事の歩掛り単価を用いるべきではないでしょうか。もちろん体育協会は加盟協会に対する補助金や競技力向上事業やスポーツ少年団育成事業などさまざまな活動をしていただいておりますけれども、人件費だけに限って言えば、ほぼほぼ行政が判断した単価が固定的に支払われているということならば、行政が直接やる仕事と言ってもいいのではないのでしょうか。体育協会としての法人は、行政から言われた業務を行政から決められてきた人件費でやるのが果たして妥当なのでしょうか。

スポーツに関連する振興は、本市におけるまちづくりの大きな柱でもありますことから、体育協会にかかる負担も大きくなっているというふうに思います。ハーフマラソン大会やピヒカラ樹氷歩くスキー大会など大きなイベントの下支えや、陸上競技場や野球場、サッカー場など施設の維持管理においても人数が少ない中で大変な御努力をいただいております。今後も体育協会の活躍を一層期待するとともに、それに合わせた体制づくりも必要と思われることから、市からの補助のあり方や委託のあり方について見直しをすることも必要ではないかと。安心して働き続けるスポーツのまちの体育協会として、魅力ある組織としての一層の発展を期待するところであります。

次に、この体育協会の事務局長に支払われる給料についてですが、先ほど述べた体育協会の正職員よりも低い給料というふうになっています。なぜ、上司に当たる職員のほうが低いのか。事務局長という立場でありながら部下より低い給料を積算している、この理由はどこにあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

実は、この事務局長の月額、体育協会に限ったことではありません。何カ所か調べてみますと、社会福祉協議会も同じであります。社会福祉協議会、一部は独自の収入により上乗せもあるようですし、中小企業勤労者福祉協会に対しては3分の2になっています。いずれも18万円といった額が基本になっていますが、このように共通して同じ金額で積算されているということはどういう理由からなのか。これらが共通して積算されていることに関しては、担当課ではなくて財政課、総務課からの答弁を求めるものでありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（丹 正臣君） 坂本スポーツ課長。

○スポーツ課長（坂本英樹君） 私から、社会体育施設の管理業務委託に当たる技能職員、臨時職員等、また事務局長の賃金について、お答えいたします。

改めて士別市体育協会の確認によりますと、士別市体育協会職員給与は体育協会で定めます職員給与等規程、また臨時職員取扱要綱、さらには、それぞれの運用基準によるもので決めら

れているということでございます。さらに業務の内容及び責任の度合い、そのほか勤務に関する条件などを勘案の上、予算の範囲で体育協会会長が決定し、その後、体育協会理事会で議決、そして評議員会によって承認された給与ということになっております。本市におきましても、このことを重視し、また、このことに基づき積算としているところでございます。

また、給与の差についてのお話がありましたけれども、技能職員におきましては、管理方法の知識を有し判断する立場、いわゆる管理監督者という立場、また臨時職員等におきましては、技能職員の指示に従い作業を進める立場、いわゆる補助的職員であるということの上で差があるということでお聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 加納合宿の里推進室長。

○合宿の里推進室長（加納 修君） 私からは、スポーツ施設の管理は体育協会に委託せず行政が直接行うべきだという質問にお答えをいたします。

士別市体育協会の委託の経過を若干触れさせていただきますけれども、先ほど議員もお話しになりましたけれども、昭和62年に財政基盤の確立、組織の拡充、組織強化ということを目的に財団法人化に踏み切っております。これを契機に行政側としてもスポーツ施設の管理委託をお願いしているというところであります。さらに平成22年3月には一般財団法人に移管をされておりまして、本市としても組織強化が進んでいるということもありまして、さらにスポーツ施設の委託をお願いしているところでございます。

体育協会定款による目的では、市民のスポーツ団体を統轄し、市のスポーツ振興に関する事業を行い、市民の体育とスポーツ精神の普及に寄与することを目的とするということにされておりまして、単なる施設管理ではなくて、市民のスポーツ振興に高い意識を持って競技者目線で環境整備に努めていただいているところです。特に、サッカー場、陸上競技場、野球場等々、非常に美しい芝ということで道内外のスポーツ関係者に高い評価を得ているところです。

本市のスポーツ振興を進める上で、行政と体育協会、車の両輪として深いかかわりを持ちながら推進しなければならないと思っております。今後も、社会体育施設の管理業務においても委託、お願いをしていきたいなというふうに思っております。

職員の人件費についてですけれども、体協の職員給与規程、妥当と考えておりますが、今後、北海道体育協会あるいは道内の類似する一般財団法人の体育協会等々の実態をしっかりと把握をいたしまして、今後の積算の参考にしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 私から、今後の士別市体育協会とのかかわり方に関してお答えいたします。

士別市体育協会は、スポーツ振興のために中心的な役割を担い進めてきた普及振興事業としての健康体力づくりサポート事業や総合型地域スポーツクラブの推進、ピヒカラ樹氷歩くスキ

一大会の開催などがあります。また、競技力向上事業としての指導者研修会、ジュニア選手強化講習会、スポーツ科学に基づく各種測定、全国大会選手参加奨励、そのほかスポーツ少年団育成事業やスポーツ表彰事業に加えまして、社会体育施設管理業務受託事業で総合体育館、ふどう公園、各施設等の管理を担っていただいておりますし、大会支援といたしまして土別ハーフマラソン大会、ディスタンスチャレンジ大会、オリンピックデーランなどの大会運営も担っていただいております。

土別市のスポーツ振興にはなくてはならない団体であり、これまで以上に連携・協働を図らなければならないと考えております。今後につきましては、これまでのかかわり方の検証と今後のスポーツ振興のあり方を見据えながら、民間活力活用等の推進を念頭に置きまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、各団体の事務局長の月額給与についてお答え申し上げます。

松ヶ平議員御指摘のとおり、体育協会、社会福祉協議会等々を含めて広域的な団体6団体については、補助金なり指定管理なり委託料ということで、私どもの積算の基礎としては月額18万円を設定しているところであります。基本的に、この給与水準につきましては、各団体の御判断で知識、経験、能力等を加味した上で決定されるものというふうに承知をしておりますが、現実には定年退職をされた方が従事していらっしゃる場合がほとんどということもありまして、この18万円は相当以前からも同じ水準で来ておりますが、いわゆる、今、年金と雇用の接続ということがいろいろ問題になっておりますが、60歳が定年で既に年金が当たるような時代からこういった水準を設定したということを鑑みて、そういった社会的な情勢なり背景を踏まえて設定されたものというふうに承知をしております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 何点かにわたって再質問させていただきます。

体育協会からの人件費の単価については、体育協会からの見積もりという形の中で判断をしているということなんですけれども、そもそもですよ、法人という民間の団体に正社員と臨時職員と2つ置くというのは、フルタイムで通年雇用の場合に、民間でいったらほぼほぼあり得ないというふうに思っています。嘱託職員、臨時職員というのは行政の職場がほとんどの部分であって、それを民間である法人が臨時職員という形の中で不安定な身分を置くと、そして、その中でも、なおかつ待遇にも差があるという部分については、これはちょっと幾ら体育協会が言ってきたとしても、行政からも指導する立場にはないのかと。

これは2月22日付の新聞ですけれども、「手当格差訴訟、再び違法」と。これは、日本郵便の正社員と契約社員に労働契約法違反だとして大阪地裁でも判決が出ています。これは、行政に限っては地方公務員法ですけれども、民間でいけば労働基準法を含めて全く解釈が違ってき

ますので、そういった意味では、行政の制度をそのまま法人に用いていること自体が私は不思議だと思えますし、幾ら単価が向こうから上がってきたといえども、行政が委託として算出する場合には、そこは正社員と臨時社員としての差をつけるということ自体が行政の積算としても間違っているというふうに思えますし、先ほど言いましたように単価は何を基準として、うちは決めておられるのかと。

そもそも委託業務をするのに、受託先がこの金額でやります、わかりました、それでお願いしますという契約なのか、そもそもこの仕事をお願いします、やってくれませんか、委託業務としてといったときには、当然、市の予算の中で独自の予算づけをしていかないと、体育協会から出された見積もりが正当なのかどうなのかどこで判断をしているのか、ここもちょっとわからないと思えますので、あくまでも、うちが行政として判断をした単価、それと体育協会から見積もりとして上がってきた単価にそもそも差はないのか。昔からやっているもので、そういうことはやっていないと言うかもしれませんが、一つ普通の民間に行う委託業務と体育協会、これはたまたま体育協会なんですけれども、ほかの団体6団体もそうなのかもしれませんけれども、と違う委託業務になるのか契約も含めて、そこをちょっと、どうしてそう差があるのかも含めて、お願いをしたいと思います。

もう一つ、法人における単価が、労働状況実態調査は市がやっている調査なんですけれども、ここの平均ですよ、事務系と技術系と労務系という産業別の規模別の、30代、40代、50代、60代という年齢別も出ているんですけども、そもそもここよりも低い。臨時職員の額自体は、ここよりも低いという実態になっているんですよ。うちの嘱託職員は、5年までの給料はありますけれども、それを過ぎると春闘のベースアップ分しか上がりませんので、5年たったら25歳も35歳も同じ金額だと。

これは、きょうは法人に対するあれなので、うちの嘱託職員に対する部分は省きますけれども、実は、自治体職員における臨時職員のあり方も2020年までにはしっかり整えないと、去年の5月11日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律も出ているので、これは、うちの嘱託職員に当たっては新年度からの問題になると思いますけれども、こういった観点からもいって、ぜひ、あれだけ頑張っていたでいる体育協会ですので、職員だ臨時職員だと、単価も含めて低いと、そういうことは行政のほうからもっと積極的に見直しをかけて、働きかけてやるべきではないかと。民間にやっていただくということは機敏性をもって対応していただくことでもありますから、まさしくそういった意味では、うちの体育協会はすごい活躍をさせていただいておりますので、ぜひ、そこら辺もしっかり評価をして単価を決めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、総務部長のほうから答弁がありました18万円、体協を含めて6団体とおっしゃいました。実は、18万円というのは、この実態調査からいっても、65歳を過ぎても18万円という金額はほぼほぼないんです。僕の記憶する限りでは、もう間違いなく15年以上前からこの18万円というのは決められていて、向こうの団体からこれで上がってきたと言いながらも、では、

向こうに聞くと、役所が18万円と言っているから18万円しか上げていないのだと。そういった意味では、これは行政が向こうから上がってきたと言うこと自体、それはちょっとおかしいと思います。

実は、3つの担当課、行政の原課に行ってみると、この18万円の根拠は何だと言ったら、たまたまですよ、たまたまかもしれませんけれども、担当課ではわかりませんと。何でこの18万円なのか。恐らく、昔から来ているので単純に18万円というのをつけているんだらうと。それを正直言って、財政の担当者もどこからかわからなかったということは、本当に財政、今、財源が厳しい中でやっているときに、しっかり、その部分も含めて精査をして予算をつけられているのかと。前年度右へ倣えで来ているという部分についても、これは、しっかり財政としても現状として把握してもらわなきゃ困ると思います。担当課が知らないけれども、前年度右へ倣えで18万円をつけましたと。この実態について財政としてどう思っているのか、この点もお聞きしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 村上部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 体育協会のほうから出されている積算根拠に関しましては、こちらとして、ずっと長年経過していることもございまして、妥当な単価計算というのが、当初が市の臨時賃金等を根拠に算出されているかと思しますので、それをそのまま使っているような形で積算根拠とさせていただきます。

ただ、事業の中身としましては、毎年、このような事業をやるということで、経費的なもので、この事業をやるので積んでほしい部分があるかということはいろいろ細かに詰めて、その部分は委託料の中に組み込むような形としておりますが、人件費に関しましては、今、申し上げましたように、以前からのものを参考に使っているというような形になっております。

今後におきましては、先ほども答弁させていただきましたように、指定管理も見据えた中で協議というものもこれから必要となりますので、その際には、しっかりとした判断基準をつくっての対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 松ヶ平議員から御質問の中でも御指摘がありましたけれども、私どもで、例えば補助金で出している場合に、補助基準額18万円という取り扱いの場合であっても、実際、団体としては、それに上乗せして支給をしているような事例もございます。あわせて、例えば今回も中期財政フレームを策定して、この3カ年、財政健全化に向けて取り組んでまいりましたが、そういった取り組みの一環としては、例えば社会福祉協議会においても、この事業実施に当たっては今回は申請をしないという、それぞれの団体の御判断で、この金額にかかわらず支払われているというような実態はあろうかなというふうに認識はしております。

ただ、実際に先ほども申し上げましたけれども、やはり18万円を設定したときの背景としては、いろんな広域的な団体がある中で、もちろん、それぞれの業務は違いますけれども、その

団体の目的なり職責から考えると、私どもの基準として余りばらばらなのは好ましくないのではないかという判断のもとに、さまざまな背景、状況を判断して設定したものであるというふうには認識をしておりますが、先ほど申し上げたように、実際にはこの18万円の基準どおりにもなっていないという実態になってきていると。長年、同じ基準で来ているものですから。

なおかつ、この制度的にも、実態として定年退職者の方が対象になっているというときに、年金と雇用の接続ということで申し上げますと、今は退職しても年金が当たらないような状況もあると。そこで今、一般の企業でも再雇用なり、私どもでいえば再任用、それで今、定年延長の議論もまさに進められている段階においては、松ヶ平議員御指摘のとおり、そういったさまざまな諸事情、社会的な情勢の変化も踏まえて、きちんと検証をし、私どもも実際に見直しをする上では、各担当の実際に所管する課においても、そういった問題点をきちんと把握する中で、問題意識を共有して具体的な見直しの検討についても今後、進めていきたいというふうにご考慮をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（丹 正臣君） まだ松ヶ平議員の大綱質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩といたします。

（午前 11時39分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 私の質問の2点目は、市立病院についてお伺いをさせていただきます。

本日の朝一番手で井上議員が、この市立病院の関係についても質問をされておりましたので、重ならない内容で何点かお聞きしたいと思いますので、お願いをいたします。

市立病院、7月からの公営企業法全部適用に向けてその準備が整いつつありますが、改めて、病院の現状の体制と全部適用後における考えを伺いたいと思います。

先月、医療関係の雑誌に長島院長が投稿されたと思われるものが掲載されており、そのコピーが私のところにも回ってきました。これは1月15日の庁議の場で配布をされたものらしいですが、タイトルは「崖っぷち市立病院、慢性期中心に転換、北の1億円男、さらなる収支改善」とあり、2018年1月11日の日付となっています。

先ほど、井上議員の質問のときに資料を出していただきまして、確か1億円と。要は稼いだといった意味では、本当に長島院長を含め今の病院のスタッフは大変よくやってくれているというふうに思います。

これも、その記事の続きを見ますと、一般会計から繰り入れや名寄市立病院との連携、療養

病床の増床などにより経営が改善されたとあります。まさしく、長島院長筆頭に病院スタッフの大変な努力によって、経営の改善が図られていることは違いがありませんし、市長初め市民の方々も高く評価をされているところでもあり、私も、4月以降も大いに期待をしているところであります。

しかし、この記事の続きには、業務が大変だからやめたいといった職員は引きとめないことにしました。従来とは180度の転換です。その結果、入院患者が増加しているにもかかわらず、2年前より19人の正職員の看護師が減っています。括弧書きで、看護師には睨まれているかもしれない、といったものがあり、このことに関して、少し不安なこともありましたので、改めて確認をさせていただきます。

病院の職員からは、診療科が異なる患者が混在して入院されているため、仕事がきついの声も聞いていましたし、2月には2人、今月には3人の看護師が退職の予定で、年度がわりを迎えて、さらなる職員の出入りが続くことが予想されることから、看護体制が維持できるのかどうか不安になるところであります。慢性期・回復期への転換により看護師の配置基準が異なることは当然ですが、相当数の職員が退職されているようなので、全体を通しての基本とする看護師数は何人と考えているのでしょうか。勤務体制や夜勤の人数と回数などは、現状を維持していけるのか、それとも変更していくのでしょうか。改めて、看護体制のあり方と看護師確保に向けた考え方を、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、この全部適用に当たり、一般事務職員の関係について伺いたいと思えます。

医療スタッフは、病院職員となりますが、一般事務職員は病院に出向となるようですが、本来、病院経営を担う職員の育成を考えると、一般行政職から事務職員が人事異動により出向するといった体制では、本当の病院経営の改善にはつながらないのではないのでしょうか。専門性や制度を熟知した職員を配置するとするならば、民間施設からの招聘や今いる職員の一般行政職から離れた病院職員として育成する方法などが考えられますが、来月から適用となる現時点で、一般事務職員のあり方についての考えを、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、今議会で提案された土別市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定について伺います。

午前中、市長からもこのお話がありましたけれども、この議案の説明によれば、高度の専門的な知識体験やすぐれた見識を有する者を、期間を定めて任用する任期付職員を採用し、本年4月以降の市立病院副院長を配置するため、関係法令に基づき、本条例を制定するとしていますが、この内容がよく理解できないので、改めてこの条例の中身の詳細を教えてくださいたいと思えます。

4月から全部適用となるわけではありますが、なぜ、病院職員としての採用ではだめなのか。はたまた再任用の制度としてだめなのか。一般職員の任期付職員とは今後も想定されているのかどうかも含めて、お知らせをいただきたいと思えます。

○議長（丹 正臣君） 三好市立病院副院長。

○市立病院副院長（三好信之君） 前段、今、議員の御質問にありました長島院長の投稿した文章の意図するところを、まず私のほうから御答弁させていただきます。

お話がありました院長の投稿については、自治体病院というのは、これまではどうしても行政のほうで行うということで、地域医療の中核、地域医療を守るという使命があるということで、どうしても民間病院では用意しないような高度な医療機械などを、不採算部門であっても備えなければならない。そして、どちらかという自治体病院は急性期が中心の病院という観念がありました。

先ほど、井上議員の中でもお答えしましたように、当院もつい最近までは4病棟を急性期だけでやっていたという状況でありました。ただここ数年、高齢者の入院がすごく多くなってきて、急性期の中の縛りのある在院日数の中では、土別の市民の患者さんを毎年20人から30人、名寄あるいは旭川の病院に転院してもらわなければならないということで、これではやはり交通手段の乏しい高齢者の方をよそのまちに送るといふ、そういった部分が非常に病院として、いかなものかと。

そういうことを考えて、28年3月に療養病床のほうを多くして、慢性期病床のほうを2つにしたと。この背景には、当然医師不足という部分もあったんですけども、この取り組みの中で、一番院長を中心に土別の病院が取り組んできたのが、背景にはすぐ近くに名寄の急性期病院、旭川も50キロ離れた病院であると。そこでの受け入れが前提になりましたので、その部分を全力で取り組んできたという背景があります。

そして、自治体病院が、いわゆる急性期と慢性期のケアミックスの病院になるんですけども、そういったような合わせた病院にして患者数を増やしていったところが、実は割と珍しいケースということで、以前、札幌の公立病院じゃないんですけども民間病院を含めた学会の中で院長が発表した際に、それはちょっと珍しいということで、それで今回投稿したのは、キャリアブレインという医療関係の総合会社なんですけれども、そちらのほうからそういった部分を紹介してほしいということで、原稿の依頼があって投稿したと。

その内容を見ると、これまでのうちの病院が行ってき変革していった部分の流れがすごくわかりやすいということで、これは一般の市の職員にも知っていただきたいということで、庁議の中で配ったという部分があります。

その中で、どうしても、後ほど局長のほうから看護師の配置数等をお答えいたしますけれども、急性期に比べると慢性期の看護師のほうに配置数が少なくて済むということで、それまでは急性期を守るために看護師の確保という時代もありましたけれども、転換していく中では、慢性期中心にしていった病棟にあった対処をするために、やめていく看護師さんもいらっしまったんですけども、そこについては引きとめない。それが急性期を中心にしていた部分と、慢性期中心になっていった部分での考え方の違いで、そこが180度の方向転換ですというような文章になっています。

一番申し上げたいのは、この間、本当に土別でも急性期、名寄でも急性期、そういった部分

でなくて、国の地域医療構想に基づいて、それぞれの役割分担を進めてきたということを訴えたいということで、院長が投稿したという実態があります。

前段、私のほうからこの文章についてお答えをさせていただいています。

○議長（丹 正臣君） 加藤病院事務局長。

○病院事務局長（加藤浩美君） 私のほうからは、看護師スタッフの状況について御説明申し上げます。

今、先ほど急性期から回復期・慢性期中心へということで、看護師数が減ってきているという状況の中で、議員お話のとおり2月末で2名の看護師、3月末で3名の看護師が退職予定ということになっております。4月には、看護師を新規に4名の採用を予定しているところでございます。

病棟体制についてなんですけど、病棟につきましては施設基準というのがございます。この看護師配置数というのが一つの基準ということになりますけど、5階病棟でいきますと、急性期ですので10対1基準の看護師数配置ということで、施設基準で申し上げますと、目安となりますのは25人の配置数ということになります。現在、実際に配置されている看護師数は30人ということになります。

4階病棟、こちらは療養病棟ですけども、こちらは20対1という基準になります。その施設基準でいきますと、12.5人が目安となります。配置実数としては17人を配置しているという状況です。

2階も同じように療養病棟でございまして、こちらのほうは、30床でございまして、施設基準としては7.4人、実配置数としては11人ということになっておりますので、施設基準に基づきますと、3月末で退職者を考慮しても人員的には確保されているという状況になっております。ただ、施設基準をクリアすることを一定基準とはしてありますものの、実際にはその数では実際の病棟運営というのは、非常に厳しいというふうに考えております。

平成26年度から国ほうで実施となりました病床機能報告制度というのがございます。この制度によりまして、各病院の病棟のスタッフ数、それから患者数というのがわかるようになってまいりました。そこで、病院独自でこちらのほうを比較するというものを実施しております。患者100人に対する看護要員数、看護要員といえますのは、看護師、それから准看護師、それから看護補助さん、助手さんと言われる方々です。これらの人数の比較をしております。

28年度のデータから数字なんですけど、急性期の10対1病院、これでいきますと、上川管内の民間病院を含めた平均できますと、患者100人に対して83.9人の看護師配置が平均数値となっております。全道の公立病院を平均いたしますと若干下がりますが、79.3人ということになります。

2月1日現在になりますけれども、うちの5階病棟、急性期病棟の10対1病棟でいきますと、これが91.6人ということで、若干多い数字となっております。療養病棟でまいりますと、20対1という基準になります。これでいきますと、上川管内の民間病院を含めた平均でいくと、患

者100人に対して66.3人、全道公立病院の平均でいきますと、67.8人ということになっております。当院の4階病棟でいきますと、この数字が74.5人、2階病棟でいきますと82.3人ということで、若干療養病棟のほうでは多い配置数というふうになっております。

ただ、病棟によりましては、それこそうちの5階病棟、診療科が全部集まっている急性期病棟ということもありますので、当然この数字がそのまま使えるということではありません。状況の違いというのがありますので、ただ、一定程度には参考になるかなというふうに考えております。

また、現状の夜勤体制でありますけれども、5階病棟におきましては、看護師3名、看護補助者1名の4名体制での夜勤体制。4階療養病棟におきましては、看護師2名、看護補助者2名の4名体制。2階東療養病棟におきましては、看護師2名の夜勤体制となっております。近年、特に高齢化が進んでおりまして、認知症患者さんも増えているという状況もあります。その数によりまして看護負担の度合いが違ってまいります。そういったこともありますので、現状体制を維持しながら、他の病院の状況なども比較しながら、この辺については、他の病院なんかも参考にさせていただきたいなというふうに考えているところであります。

看護体制のあり方と看護師の確保の考え方についてなんですが、当然看護師数が減少しているという中では、それぞれの負担が増えているという状況にあります。そんな中で、業務の見直しですとか、他の部署との連携により改善を図ってきているという状況になります。

さらに、今後スタッフ数が減少ということになりますと、病棟を維持できないということにも陥りかねません。そういった場合には、患者数にもよりますけれども現時点での患者数を考えますと、欠員を補充して病棟を維持するという必要があるというふうに考えております。

ただ、地域医療構想等でもありますとおり、今後の患者数というのは、地域においては減少するというふうに予測されております。そんな中では、正規職員ではなくて看護補助者あるいは非常勤の看護師について募集をしているという状況で、特に現状においては看護補助者の確保が困難な状況となっております。

また、安定的な看護師数維持にも努めなければなりませんので、そういった意味におきまして、修学資金制度を活用した看護師の確保、定期的な採用を図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、診療体制あるいは患者の状況に応じた看護体制となるように努めてまいりたいと思っております。

続きまして、一般事務職の出向についての基本的な考え方についてであります。

現在の病院職員は、任命権者が市長から病院事業者にかわるということになりますので、そういった意味で全員出向という形になります。今後、病院事業におきましては、医療職については病院事業管理者のもとでの採用ということを考えております。

ただ、医療職であっても、やはり一般事務職同様に市長部局への出向ですとか、あるいは逆に市長部局からの病院事業への出向というのもあり得るという状況にあります。一般事務職に

おきましては、医療事務など制度の改正や適正な運用のため専門性だとか継続性が求められる、それに特化した職員として、病院事業としての独自採用ということも十分この先は考えられるというふうには思っております。

他の自治体病院におきましても、専門性を求めるため事務職の勤務の長期化というような部分も事例があるところであります。ただ、一般事務職の病院職員であっても、やはり幅広い行政知識が必要となってまいりますので、他の部局も含めた中で適材適所という考え方にに基づきまして、その中で職員育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 任期付職員の採用については、私のほうからお答えをさせていただきます。

午前中に、井上議員の御質問に対して市長からお答えした部分と重なる部分もございますけれども、4月からいよいよ病院が公営企業法全部適用になるということで、今もそうでありませぬけれども、医療に関して長島院長がいて山賀副院長がしっかりと支えると。そして、経営に対しては、長島院長に対して今は三好副院長がしっかりと支えているということでございます。4月以降も、医療に対しては院長を支える副院長がいて、経営に対しては病院事業管理者を支える副管理者が必要というふうに考えております。

その中で、誰が適任かということ等を考えましたときに、これは午前中に市長のほうからもございましたけれども、午前中の全部適用前に病院はどのような変化があったかということで、三好副院長のほうからいろいろ中の体制が変わって意識も変わってきたというお話がございましたけれども、そこに大きくかかわってきたのは三好副院長だというふうに考えております。

私も、毎日のようにいろんな報告を受けておるわけでありませぬけれども、名寄との連携についても、あるいは北海道の病院協会とのいろんな協議についても、あるいは北海道との協議についても、三好副院長の果たしてきた役割というのは、これは大きいということで、現在、病院事業管理者に、管理者を支える副管理者として高度な知識と経験を有するところにおいては、やはり一番適任であろうかというふうに考えております。

そういう職についていただくということになりますと、先ほど再任用ではだめなのかというお話もございましたけれども、再任用という形ではなくて、しっかりとその職責を担っていただける裁量も責任も負っていただける立場というのが必要かということがありますので、今回、任期付の職員としての採用というのを考えているわけでありませぬ。

そこで、先ほど私の初日の提案説明の内容を、質問の中で言っていただきましたけれども、一般職の任期付職員の採用というのは、これは法律に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というのがございまして、その第3条第1項でありますけれども、高度の専門的な知識、経験、またはすぐれた見識を有する者を、一定の期間を定めて採用するときには、条例で定めなければならないということがございますので、今回、それに関する条例の提案を

させていただいているということでございます。

この条例は、今回は病院副管理者ということを目指しておりますけれども、他の自治体の状況を見ますと、特殊な研究所の所長でありますとか、あるいは電算システムを組みかえるに当たっての特殊な作業でありますとか、そういうときに専門的な知識を持った方でないといけないというときには、この任期付採用というものをもって採用しているところがございますので、この条例自体を定めることによって、そういった何かのときにはそういった方々も採用できるという状況にはなりますけれども、今現在は病院の副管理者というところ以外に、この任期付採用というところを想定しているわけではございません。

それと、病院の職員としてではだめなのかということがございましたけれども、条例でございますので、今お諮りしているのはこの条例だけありますけれども、この条例が可決されて、制定されますと、今度は病院のほうでこの条例に基づいて、病院事業管理規定ということで、士別市病院事業一般職の任期付職員の給与の特例に関する規定というのを病院のほうで定めて、これを定めることによって、任命権者が、病院の事業者管理者が任命権者となって、そして副管理者を採用するということになりますので、病院事業管理者が病院事業の職員として副管理者を採用するということになります。

ですから、あくまでも、全適になって病院の経営のためにその任についてもらうということであるので、市長が任命して病院のほうに出向するというのではなくて、病院事業管理者が辞令を出して病院で採用するという形になるということでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 最後のその一般職、今副市長からお答えをいただいたんですけれども、もう一回確認しますけれども、この条例をつくったことによって、病院で副院長を採用するという形になるんですか。それとも、この条例をつくって、形は一般行政の部分で採用して病院に勤務をするという形なのか。ちょっとそこの最後で私はこんがらがってしまったんですけども。

もう一つ、その分と、確かに看護師の体制の配置基準を含めて、うちの病院は決して低くないということもわかりました。当然、10対1と20対1の部分の中での差はあるんですけれども、もう一つは、今の基準はクリアしている。局長の話では基準よりも超えていて、今すぐということではないということなんですけれども、実際、有給休暇をとられたり、それからもちろん育児休業・育児時間、それを含めていったときの場合で、この配置基準を下回ってはだめだというふうに僕は思っているんですけども、今、基準よりは若干多い数字にはなっているんですけども、そこは基準から多いから大丈夫だということではなくて、基準よりも多いんですけども、そこは、さっき言ったように有給休暇、病気休暇、育児時間、育児休業といった部分をとって、その体制にしているという抑え方でいいかなと思うんですけれども、ちょっとその確認を含めて2点、お願いします。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） すみません。私の説明がすっきりしない説明だったのかもしれませんがけれども。今、御提案を申し上げている士別市一般職の任期付職員の採用に関する条例、これを定めると、任命権者というのは、今は任命権者は市長だけでありますので市長ですけれども、この条例による、普通の条例ですと、市長はこうできる、市長はこうできるとありますけれども、この条例の条文は、任命権者が採用できるというふうな条文になっております。それはなぜかといいますと、病院が全適になって、病院事業管理者が任命権者としてなるわけでありますので、それを前提としてこの条例をつくることによって、市長部局でそういった高度な知識を有する方が必要な場合は、市長がそうやって任命もできるし、病院でそういった方が必要な場合は、病院事業管理者が任命もできるといったような基本条例なわけであります。

ただ、給与の部分だけについて、病院は病院でつくらなきゃならないので、病院の一般職の任期付職員の給与に関する規定というのをこの条例ができた後につくって、そして病院事業管理者が副管理者を採用するという形なので、あくまでも病院が採用ということであります。

○議長（丹 正臣君） 加藤事務局長。

○病院事務局長（加藤浩美君） 看護師の配置基準の関係で追加で御説明をさせていただきます。

施設基準で先ほど説明しました一般病棟で目安なのが25人というお話をさせていただきました。その算出に当たっては、当然職員の有休ですとかそういったものを含めた数の中での25人いけば、基準がクリアできるという目安の数字であります。

ですので当然、25人に対して30人という配置になっていきますので、要するにそこに5名の余裕が現状はあるというふうになります。その25名についても、有休ですとかそういったものを含んだ中での話ですし、30人の人数の中には当然休職者の数は含まれておりませんので、そういったものも加味されているということになります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 任期付のことでもう一回。任期付というのは期限というのは決められるものなんですか、何年以内とかというものを、その確認をお願いします。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 基本的には5年という期限がございます。ただ、採用するとき、5年未満の期間で採用した場合は、5年を超えない範囲で、それ以降は同意に基づいて更新するか、新たに期間を設定できると。最長5年です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 最後の質問になりますが、つくも青少年の家について質問をさせていただきます。

このことについては、教育行政執行方針で教育長が述べられた内容になりますけれども、施設・設備の老朽化が著しいつくも青少年の家については、これまでの全庁的な検討結果や公共

施設マネジメント計画に基づき、平成30年度をもって閉鎖することを前提に、代替機能の確保などについて検討を進めるということではありますが、このことについて、改めて伺います。

つくも青少年の家については、幾度となくこの議場でも議論がされていますが、今回の行政側は本年度をもって、かなりの具体的に強い考えを持っての提案だと思われませんが、改めて、閉鎖に向けて、これまで教育委員会における関係団体や利用団体などとの協議や意見の聴取はどのようになっているのかを、一番最初に伺いたいと思います。

全庁的な検討結果と公共施設マネジメント計画に基づきというふうにあります。マネジメント計画における社会教育施設とは、青少年施設としてこのつくも青少年の家、生涯学習施設としては生涯学習情報センター、土別図書館、スポーツ研修所が中央地区にあり、朝日地区には図書館朝日図書室と山村研修施設の合計5つの施設があります。

そこで、この計画における施設の評価として、サービスの視点は、社会教育の場としての特性から、民間活力の導入に当たっては慎重な検討が必要としており、評価としては行政主体としています。さらに、提供場所としては、やや広域的な施設としてそんなに場所は問わない。建物の視点における供給量はやや多いとしています。このことは、青少年の社会教育活動のほか、合宿者受け入れなどの機能を有していることから、今後のサービス提供のあり方や老朽化に伴う対応について検討していく必要があると。最後は、汎用性の評価でありますけれども、つくも青少年の家は宿泊機能を中心としており、汎用性は低いと。築後40年以上経過し、老朽化が著しいため、閉鎖のあり方については検討を進める必要があるとしながら、最後に、老朽化が著しく今後は現状での運用は困難であることから、施設のあり方については早期に検討すると、まとめています。

これらのことを要約しますと、青少年の家でのサービスは民間ではできない。建物はサービスを提供するために必要な専門機能、または特殊な設備が備わっており、他の用務で活用・共有することが困難な施設としながらも、今回の方針では代替機能の確保としているが、そのめどは立っているのか。宿泊施設、研修施設、体育館などの機能を有している施設は限られていますけれども、その代替に限っての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

施設が老朽化しているので現状での施設の利用は不可能であるとしながらも、マネジメント計画により施設を廃止すると、そこまでは私も理解するんでありますけれども、しかし、サービスの提供はどうなるのかと、青少年の教育施設として重要な役割を果たしてきた施設でありますから、施設の廃止とともにサービスの提供も廃止されるのか。サービスの提供の継続か。一部廃止の結論を出しての公共施設マネジメント計画でなければならないというふうを考えますけれども、改めて30年度廃止をめどにという提案で出されたことに対しての考え方を、最後にお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹 正臣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

まず、つくも青少年の家にかかわってですけれども、今お話がありましたように、これまで

もこの議会の場でも多くの議論がありました。

振り返りますと、平成27年の第1回定例会で松ヶ平議員から御質問があり、その年の第4回定例会では大西議員から、そして28年の第3回定例会で喜多議員からと、それぞれ御質問をいただく中で、その際には、市長のほうから、自治体運営改革会議等々の議論も踏まえながら、今後のあり方について検討していくんだということで、答弁をしてきたところであります。

基本的な考え方として、ターミナルあるいは朝日の山村研修施設などを、まず一つ考えていくということでお話をしてきました。

改めてお話をするまでもないかもしれませんが、若干、経過をお話をさせていただきますと、つくも青少年の家は昭和43年、1968年の建物であります。当時、北海道の開拓100年ということを記念してということで、道内では全体で14市町が17の施設を当時つくった。その背景には、道が記念事業として3,000万円の補助を出したというようなこともあります。そんな中で、つくも青少年の家と同様に青少年研修施設、これもつくられてまいりました。体育館等々を含めるもうちょっとの数になるんですが、純粋に研修施設となると7つほど当時建てられています。現在その中で実際に残って稼働しているのは、北見市常呂町にある、これは道のほうに移管された施設なんですけれども、この施設と本市のつくも青少年の家の2つだけという状況になっています。それ以外は全て解体なり閉鎖なりということで、閉鎖している建物にあってもなかなか解体ができない。費用がかかるのでということととまっているというような実情もある。この内容は、実は昨年暮れ、12月24日だと思います。北海道新聞でも掲載されていたところです。

実情として、今年、建ててからちょうど50年をという時期にきていまして、つくも青少年の家、大分老朽化が著しい状況があって、雨漏りもしていたり、あるいはボイラーがもう厳しい状況と、それ以外に宿泊棟においてはモルタルのひび割れ等々ありまして、これを、しならば同等の施設を建てかえることはできるのだろうかということでは、現状の財政事情では、まずこれは難しいと。延命をするにしても相当の事業費がかかるということとあります。例えば屋上の防水、それからボイラーの更新があります。当面、現状の中でいうと、ボイラーがかなり厳しい状況になっています。そんな中で、一時には例えばこのボイラーを何とか、せんだって部品交換をしている状況はあるんですが、まずはできるだけ受け入れをさせていただいて、ボイラーがだめになった時点で、その時点でもう廃止をしようというような議論も、これまで実はありました。

ただ、これでは余りにも利用される方に、壊れたので閉鎖しますというふうにならないと、そういったこと。それから、これまでの議会の議論の中でも、早急にそのあり方を検討していくということがございましたし、そんな中で、先ほど言った自治体運営改革会議もそうですが、おりしも公共施設マネジメント計画の策定、さらには、その具体的な内容については、まちづくり総合計画の実行計画の中でお示していくということで、こういった議論経過も踏まえる中で、今般、私の教育行政執行方針の中で、30年度末をもって、閉鎖を前提に、そのあり方に

ついて具体的な検討を進めてまいりたいということをお示ししたところです。

ただ、いずれにしても、もちろんこれはつくもが持ってきたこれまでの役割、機能というものは、とりわけ青少年の健全育成や社会教育研修活動において、重要な機能を果たしてまいりましたし、現状においてもチャレンジスクール等々がある中では、その役割を十分に発揮してきているということですが、建物はどうしても、これはもう判断をしなければならない時期なので、そういった中で、最大限この機能を維持するというので、それを代替的に求めていくことができるのではないかとということで、考えているところであります。

御質問にありました意見聴取の場等々については、一つには、昨年3月、これは社会教育関係の柱になる委員会ですけれども、社会教育委員の会議において意見をお伺いするところを行ってきています。ただ、一方で、個別の団体個々に具体的な内容についての意見聴取あるいは御説明というのはまだしていません。今後、これは精力的に行っていかなければならないんですけれども、そういった状況でありますので、これまでの議論、議会でのお話も結構皆さんもお聞きになっている部分もありますので、建物については存続が難しいということは、ある程度の御理解はいただいている部分があると思います。

そういった中で、代替機能として考えていくものの一つとしては、これまでもお話をしてきましたサイクリングターミナルというのが隣接してありますので、これが一つ、その素材になるわけですが、ただ、研修室やあるいは体育館をどうするのかということがあります。体育館も一定の活用が今されていますけれども、こちら少し手を加えないと、このまま利用していくのが難しいということもあります。

しかしながら、一つには場所的なものを考えると、今つくも水郷公園の再整備も最終段階を迎えていますので、そういった中でのメイン道路の位置関係等もありますから、そこはどうしていくのか、なかなか残すのに難しい状況もあるようですが、一つにはターミナルというものも考え、さらに先ほど申し上げたチャレンジスクールなどについては、これは朝日の山村研修施設、こちらをメインに考えられないかなというふうに今考えています。と申しますのも、確かにその施設の中には研修室はございませんけれども、例えば隣にある農業者トレーニングセンター、ここで一定のスペースを確保できる可能性もありますし、内容によっては研修センターの食事をとっている場所ですとか、あるいは考え方によってはサンライズホールに、少し離れますけれども、向かうことも可能なのかなど。

もちろん、全体の今のチャレンジスクールなどに参加されている児童の状況を見ますと、朝日からも参加してもらっていますが、中央地区が人数的には多い、そういうことで考えると、当然その足をどういうふうにするのかということ、合わせて今回の検討で進めてまいります。が、まずは、その2つを代替的な機能を果たし得る施設として考えています。

あわせて、その際には、ほかの施設も含めて可能性がある。例えば文化センターでできるものも、内容としては我々社会教育で提供させていただいているメニューがありますので、例えば土曜子ども文化村、こういった事業についても、それぞれその内容に応じて活用できる場所

というのがほかにもあるのではないかと、その辺を具体的にこれから検討して、まず今進めている、提供しているそういった事業が最大限継続できるようにということを前提として考えていきたいと、このように考えているところです。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 青少年の家、本当に50年たって、あの建物をまた同じく建てて、そこまで費用をかけていいのかといった議論になれば、当然私も同じでなくてもいいと、代替施設があるならばということでした承しているんですけども、今、教育長のほうから、今までつくも青少年の家で提供していたサービスをできる限りといった部分で、ぜひそこはお願いしたいということと。

もう一つは、料金体系が全然変わってきますので、例えばターミナルでやると、でもそこは宿泊、食事も含めて全然単価が違いますので、従来つくも青少年の家のやっていたサービスの場所がターミナルになったとしても、料金も含めてこれは継続して、助成するなりの制度も含めてやっていくんだという考えを持っておられるのかどうか、これを最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） お答えをいたします。

お話のとおり、これまでのつくも青少年の家、極めて低額な料金設定をさせていただいています。ただ、実態を改めて振り返りますと、実は実費を割るぐらいの状況の、例えば食事提供であったりということを含めてあります。そういった中では、仮にこのつくも青少年の家が継続できたとしても、料金は見直さなければならぬということがありました。でも、見直したとしても、一般の宿泊施設ほどの料金にはならないことは、これは間違いがありません。

そういった中で、仮に今お話のありましたように、サイクリングターミナルなどを利用することで仮になるとすれば、その際には、例えば料金設定を2段階にしていくのか、ただ、今は指定管理ということもとっていますので、指定管理先がそのことであおりを食うということにもなりかねませんから、そうなった場合には、行政側でその差額分をどうするのか、これは今後あり方というものを、教育委員会だけで検討できる部分ではありませんので、全庁的な議論の中で、市が所有しているそういった宿泊施設について、合わせて検討していくという形で臨んでいきたいと思っておりますし、場合によっては、民間の施設も含めてどういった御協力がいただける可能性があるのかわからないのか、そういうこともあるかもしれませんし、幅広い視点で利用者が、いわば特に青少年などが利用する場合に、料金設定が過度に上がらないということには、これは努めていく考えであります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 以上で、松ヶ平議員の質疑を終了いたします。

1番、谷口隆徳君。

○1番（谷口隆徳君） 通告に従いまして、大綱質疑をいたします。

まちの地域力推進事業についてお伺いをいたします。

明年度を初年度として策定されるまちづくり総合計画の基本理念として、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりとされ、市民、議会、行政はそれぞれの役割を果たすとともに、相互の理解と連携により、地域力を高め、地域力でまちづくりを進めるとあります。さらには、その構成要素として、市民連携、地域資源、コミュニティー、そして交流を挙げて対話、調和、市民の輪で進めていくとされております。言うまでもなく、我々市民もこの理念のもとでこの計画をしっかりと進め、本市のまちづくりをしていかなければなりません。

そこで、市政執行方針の中に、地域力の発揮によるまちづくりとして、各地区の地域づくりの指針となる地区別計画を推進するため、それぞれの地区での実践に向けて、地域担当職員のかかわりを深めるとともに、他の地区への波及効果の高いモデル的な事業は、新たに創設するまちの地域力推進事業によって、必要な支援を講ずるとされております。この事業に対する内容及び予算の積算根拠について、お伺いをいたします。

そもそも地区別計画は、それぞれの地域が歴史や伝統を持ち、地域再生・創生のための計画であり、各地区一律一様でないものであり、事業の採択や支援についての考え方が、地区の住民に理解され、地域が一体となって取り組むことにならなければ、絵に描いた餅になってしまうことになりかねないのであります。

したがって、この推進事業の実施に対して、それぞれの地区に対してのアプローチや計画案の策定など、相当な議論や検討をしていく場が必要だと考えますが、この事業に対する予算の積算の根拠をお示し願いたいと思います。また、具体的事業推進について、その内容をお伺いいたします。

さらに、まちづくり重点枠について、これは村上議員の質問でありましたけれども、今までの施策とどう違うのか、予算措置及び積算の根拠について、お示しをいただきたいと思います。

また、まちづくりを推進していくためには、地域おこし協力隊の活動・活用による外部の人との交流や知識の導入など、大変有益であると考えます。現状においての定住者の状況はどうか。

また、現在の目的別の募集以外、例えばまちづくりや観光対策などの視点からも新たな分野での協力隊の募集も考えていく必要があると思います。さらには、定住や定着できる支援対策も必要であると思いますし、総合計画の中の地区別計画の推進事業の中でも取り組んでいくことも必要だと思いますが、どのように考えていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） まちの地域力推進事業についてお答えを申し上げます。

まず、この事業の内容、考え方についてでございますが、今後も活力ある地域を維持・発展するために、今回、総合計画においても地区別計画を新たに策定いたしました。村上議員の御質問にお答えをしたとおり、その内容については、地域主体の取り組みに対して行政も支援

を行っていくという考え方のものであります。

御提言にもございましたが、実際に事業を進めるに当たっては、さまざまな議論の場が必要ではないかという点につきましては、今回地区別計画の策定に当たりましても、地域担当職員がその中に一緒に入って、市民の意見を集約したり意見交換をしたりということで、一体的にこの計画をつくり上げてきたというような経過もございます。

その中の事例の一つといたしましては、今回市内8地区に地区を分けましたけれども、その中で市内西地区におきましては、自治会で申し上げますと、例えば、にっぺん、観月、駅南といった3つの自治会が、こういった地区別計画の策定を契機といたしまして、新たな事業を具体的にやっぺいこうということで、今お伺いしていますのは、閉校が予定されている西小学校の児童を対象に、思い出づくりとなるような事業を実施していこうということで、平成30年において、ミニ夏まつりといったような、例えば盆踊りですとか、そういった事業を連携をしながら進めていくということで、こういった自治会の枠を超えた広域的な取り組みというの、やはりこういった地区別計画の議論がもとになっているというふうに思いますので、そういった事業展開に当たりましても、議員御提言のとおり、例えば我々もそこで地域担当職員として支援できる、協力できる部分については一体となってやっぺいきたいと、今後もそういった考えでございます。

お話にもありましたとおり、こういったモデル的な先駆的な事業実施ということによって、やはり全市的に波及をしていくということが、大変望ましいというふうに思っております、お話にありました例えば予算措置、今回は150万円ということで、5割増加をしております。内容といたしましては、もともとは協働のまちづくり事業ということで、これも今までも取り組んできてはありました。今回、新たにこういった地区別計画の取り組みについても拡充をして、一体的に支援をしていきたいということの考え方でございまして、今回の事業で想定しておりますのは、過去の例を見ますと、大体1事業が15万円程度ということが多かったものですから、それをもとにしますと、おおむね10事業程度で採択をできるものというふうに考えております、そういったものも今回の地区別計画の実施に向けた支援策の一つとして展開をしていきたいという考えでございます。

次に、まちづくり重点枠で、これまでの制度の違いについての御質問でございます。

昨年までは、まちづくり基本条例の市民自治、それから情報共有、これが基本原則となっております、この実現に向けた取り組みを市民パートナー推進のための重点枠ということで、これも予算化の上で重点化をしてお示しをしてきたところであります。これまでの違いといたしましては、一部繰り返しになりますけれども、今回新たなまちづくり総合計画がスタートした。それに伴って地区別計画を新たにつくり、それに取り組むための私どもの姿勢として、こういった新たな重点枠を設けて、予算上でも明確にしていきたいという趣旨でお示しをしたところであります。

今回は7事業を重点枠として掲載しております、それぞれの地区、朝日町を含めて3出張

所地区のそれぞれの事業を載せてございますが、いわゆるこれまでの継続事業もその中には含まれております。それ以外におきましても、今後市街地の地区においても総合的な防災訓練を実施していくという市長の方針のもとに、そういった地域主体の取り組みも、我々も一体的にやっていきたいということで、今回新たに盛り込んでいるところでございます。

こういった事業の展開に当たっては、今後地域の皆様とも十分協議をしていく必要があると思いますので、こういった、ある意味地域と行政がそれぞれの役割を力を合わせて実施するというモデル的な実施に向けて、今後さらに検討を進めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、まちづくりや観光対策、こういった視点からも地域おこし協力隊の活用を考えてはという御提言についてでございます。

今後、観光分野の振興を図る地域おこし協力隊についても、2名程度の募集をしていくということで、現在も計画をしているところでございます。それ以外の隊員についても、市として求める活動内容や隊員像などを検討する中で、さらに新たな募集等々についても検討を行っていく計画でございます。

現在の定住の状況で申し上げますと、現在、羊の飼養の関係で4名の協力隊が既に活動しておりますが、うち1名が今年4月に任期を満了するという見込みになっております。その隊員につきましては、その任期後については、市内の牧場にお勤めになるというふうにお伺いしております。こういった一つ一つ成果を積み重ねていくことによって、さらなる展開を図っていききたいというような考えでございます。

さらに、定住や定着できる支援体制についても御提言がございました。

こうした取り組みにつきましては、平成29年決算審査特別委員会で大西議員にもお答えをしたところではありますが、例えば綿羊の飼育研修や研修会等への参加による綿羊の飼養技術の習得、それから、今年度からは家畜を飼育する上での生産者の思いや努力を学ぶための肉用牛など他の畜種での研修の実施、こうしたものも行っていくという考えでございまして、実際に携わっている協力隊の皆さんの御意見も伺いながら、支援策をさらに取り組んでいくという考え方でございます。

こういった協力隊の活用を地区別計画の推進の中でも取り入れるべきという御提言、最後になりますが、地域課題の解決方法を検討する中においては、こういった協力隊の活動が、その隊員の思いですとか、我々が求めるような政策課題の解決に向けて、こういったものがマッチできるのかということも、今後議論・検討を進めていく考えでございまして、それぞれの隊員が任期満了後に定住を図れるような環境整備について、さらに我々としても努力をしていく考えでございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 質問させていただきますが、ちょっと私も予算書を見させていただきました

たけれども、地域振興事業に296万8,000円という数字が出ておりました。それで、重点枠のほうは152万6,000円ということで、数字的にはよろしいでしょうか。

今、大体7事業で5割助成で、大体まちづくりの重点枠のほうは7事業を見込んでおることでありましたよね。それで、予算でいきますと、152万6,000円という重点枠の予算でこれはよかったかなと思いますけれども、この予算でいきますと、本当に10万円前後、平均すればその程度の1事業ですよ。平均すればですよ。

これは、事業枠が重なってくるとか、いろいろなやりたいことがたくさん出てくれば、もちろん査定されて助成の金額も変わるのか。それとも、いろいろな条件がつけば、今年はこれだけ今年はこれだけというふうにするのか、その予算幅が、どの程度予算をつけていただけるのかというのは、これは見えにくいんですけども、この事業推進に当たっての予算のつけ方の問題といたしますか、採択の手順といたしますか、そういうものがどういう基準か、そういうものがあるのかなのか、それがわかればお示しをいただきたいということと、その地域振興事業に296万8,000円ついておりますけれども、これとの関係はどういうふうな関係になるのか、ちょっと私も予算上、わかりにくいところがありましたので、わかれば教えていただければと思います。

○議長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 地域振興事業については、今御質問の趣旨がどの事業を指しているのか、私もちょっと理解しておりませんので、まず先にまちの地域力推進事業についてお答えを申し上げます。

御質問にありました地域力によるまちづくり重点枠は7事業。これは予算概要にもお示ししたとおりでして、その中の一つの事業として、まちの地域力推進事業を152万6,000円ということで予算計上をさせていただいているところであります。

この中におきましては、1事業の上限額は30万円という設定にしておりまして、その事業の継続は最大5年間だという考え方です。例えば30年度で申し上げますと、この予算枠の中で、いわゆる箇所づけといたしますか、採択をするということになりますので、もしそれ以上の要望が上がってきた場合については、私ども庁内で審査委員会を設けておりますので、その中でどの事業を採択するかということで議論していくこととなります。

先ほど申し上げましたのは、今までの過去3カ年の事例でいきますと、1事業の平均が結果的に15万円程度だったということで、それを参考に10事業程度が採択可能ではないかという趣旨でございます。

今後の部分につきましては、例えば継続事業がだんだん増えてくるというようなこともあり得るかもしれません。そういった意味では、この事業の展開がさらに地域全体の効果が見込めるということであれば、その予算の、いわゆる計上の段階ではこの予算額をどうしていくかというのは次年度以降、その段階で判断するというようなことになろうかというふうに考えております。

それと、もう1点は、地域振興事業についての御質問がございました。

今、御指摘がありましたのは、まちづくり基本条例の推進、それから振興審議会の報酬・費用弁償、定住自立圏構想の推進、こういったある意味事務的な経費を計上している部分があるかと思っております。これ以外に各期成会、要望活動を行うのに期成会、こういった部分につきましても、この事業費の中で、地域振興事業ということで一括して事務的な経費を計上しておりまして、今回のまちづくり重点枠とまた別の予算計上というふうになります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 公共施設のマネジメント計画についてお伺いいたします。

公共施設マネジメント、本基本計画の策定については、平成28年5月に策定した基本方針の考え方に基づいて、公共施設の最適化を進めるために、施設類型別の方向性を示すものであり、今後は次期総合計画において、個別施設ごとの最適化に向けた検討や取り組みを進めるとされております。計画においては、施設等の現況及び将来の見通しについて、今後は施設の老朽化に伴う維持管理費用などの増大が見込まれるとし、現在においても年間の既存施設の更新や維持管理などに80.2億円を支出しており、財政規模の約45%に相当することから、今後はこれまで以上にコストの削減に向けた管理運営の効率化や適正な維持管理などの取り組みが必要とされております。

さらに、少子高齢化に伴う人口減少により、税収の減少や社会保障経費の増額が見込まれ、施設の改修や建てかえ等に充てることのできる財源が限られる中、現在保有する施設の全てを維持していくことは困難とされております。

そのようなことから、行政として持つべき財産やサービスのあり方について見直すとともに、維持管理手法の効率や施設の計画的な保全など、さまざまな取り組みを実施することで、将来世代への負担の公平性を確保していかなければならないとしています。これは、高度成長期を経て、人口増加の時期に対応して公共施設の増築が行われ、そして本市においては合併という変遷を経て、施設の重複や人口減少に伴う利用度の減少など、これら公共建物の維持管理に向けて検討・見直しは当然とも言えます。

しかしながら、ただマイナスの状況からだけでなく、人口減少に歯どめをかける対策を講じるなど、人口2万人を回復する対策を展開していくことなど、交流・定住の施策など具体的な数値を上げていくことも大事ではないかと考えます。その対策について、考えをお尋ねいたします。

今後、公共施設の検討・取り組みがなされる中で、利用者のいない施設は不要だが、必要な施設までなくさないために十分な調査が必要と思っておりますし、そのためには、身近にいる地域住民の意識改革と自立を促す対策が講じられなければなりません。施設の利用度を公開するなどを通して、利用促進など意識の改革を進めることも必要ではないかと考えますが、住民意識の改革についてお伺いをいたします。

さらに、財源の確保についても、税金の効率的な活用を図って、豊かな暮らしを促進すること、受益者負担等の措置も必要となってくるのではないかと考えます。財源確保についての総合的な考え方を伺います。

このマネジメント計画の中では、冒頭申し上げましたように、次期総合計画において、個別施設ごとに進めるとし、マネジメントの第1期計画として、検討・見直しについて95の施設が挙げられておりますが、今後の進め方及び総合計画においての30年度の該当施設はどの施設なのか、具体的にお伺いをいたします。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 公共施設マネジメント計画にかかわってお尋ねがございました。

今、御質問の中にありましたように、公共施設マネジメントによって施設の見直し、マネジメント計画では最適化、効率化、長寿命化を図るという大きな方針を持って、取り組みを進めていこうとしているわけでありますけれども、高度成長期あるいは昭和30年代のこの地域の人口を背景に建てられた施設の多くが老朽化しているという中であって、それらを建てかえたり改修したり維持管理をしていくのは、もう既に現実的ではないという状況であります。

しかしながら、市民のサービスを低下させるわけにはいかないということでもありますので、こういった施設の質あるいは量が、今この時代にどのようなことが必要かといったことを基本にししながら、時代の変化に合わせた対応をすることによって、市民サービスを継続していくという中で、今お話もありましたけれども、公共施設マネジメント計画をしっかりと実行していくということでもあります。

そのことから、大きく3点の御質問だったと思います。

第1点目は、人口が減ってくる、あるいは地域の施設が老朽化してくるという、そのマイナスというような状況だけではなくて、しっかりと人口2万人を回復するような対策をとっていくべきでないかということでございます。

最初の御質問で、中館総務部長がお答えしました地域おこし協力隊、こういった方々を呼び込んだり、それと昨日は定住のお話もございましたけれども、定住対策によって新たな人々をこの地域に呼び込んでくるといったこと等々、なかなか結果に結びつくというのも現実的には難しい面もございますけれども、ただ、一つ一つ検証しながら、そういった事業を丁寧に見直しをかけながらやっていくということが大事ななというふうに思います。

それと、今の議会にお諮りしております平成30年度の予算、一般会計で182億円、そして企業会計・特別会計を合わせて298億円でございますけれども、これらにかかわる事業のほとんどが、この地域に人が住み続けるために必要な事業だというふうに考えております。病院の問題もそうでございますし、道路の維持管理というような施設のこともそうでありますし、福祉対策もそうであります。

今、政策の大きな柱として掲げております子ども、子育て日本一、今回は多子世帯の支援ということで、子供さんを多く産んでいただくと、育てていただくといったような対策などもそ

うでありますし、健康長寿日本一、安心してこの地域で健康で住んでもらうといったような、大きく言えば、それら全ての事業が、やはりこの地域に住み続けていただく、あるいは外から来て住んでみたいというような地域になるということでもありますので、継続事業としてあるものもそうありますけれども、一つ一つしっかりと見直しをかけて、丁寧に事業展開をしていくことが、何よりも重要なことというふうに考えております。

それと、大きな2点目でありますけれども、必要な施設はなくさないために、どの施設の利用率がどれだけあるかといったようなことを、しっかりと市民の方にお知らせしながら、利用率を促進するというような意識の改革というのも必要ではないかということと、合わせて施設を運営していくための財源の確保といったことも必要ではないかということでもあります。

これも、まさにそうでありまして、今ある施設が、サービスと施設は一体的だということではなくて、今ある施設で今あるサービスがあるんですけども、施設が例えば集約されたとしても、サービスをどうやって継続していくかといったことを、市民の方も我々も一緒になって考えながら、集約した施設で両立をしっかりと保ちながらいくといったようなところというのは、一つ大事な事かなというふうに考えております。

それと、それらの施設を維持管理していくための財源でありますけれども、一つは、指定管理ですとか業務委託ですとかそういった方向性、あるいは施設を改修したり新しくするときに、PFIというような新たな民間の活力を利用する手法というのでコストを下げるという努力をした上で、どうしても時代とともにいろんな物価等が上がって行って運営に必要だというときには、受益者負担というお話がございましたけれども、そういったところを利用料の見直しをかけたり、その利用料の見直しに当たっては、利用する方々にしっかりと御理解をしていただくといったような対応をしながら進めていくことが、肝要かなというふうに考えております。

それと、最後の御質問、3点目でございますけれども、マネジメント計画の中では、次期総合計画において、95の施設が第1期として見直し・検討ということで挙げられているけれども、今後の進め方ということでもありますけれども、ちょうど、先ほど松ヶ平議員の御質問に、教育長がつくも青少年の家のこととお話ししました。老朽化によって、これから施設がどうなるかということをしっかり見定めながら、その機能をどこに移すかといったようなことを検討していかなければならないというようなことを、本当に一つ一つの施設についてそういう議論をしっかりしながら、市民の方に御理解いただき、また議会にもしっかりと御相談をさせていただきながら進めていくというところが、肝心なところではないかというふうに考えております。

要するに、何でこの施設がこうなったんだといったようなことではなくて、みんなでこの施設についてはこういうふうにしていかなければならんというような合意のもとで、進めていくということが肝心ではないかというふうに考えております。

そこで、30年度の施設はどのような施設なのかと、具体的にというお話でございますけれども、30年度の当初予算に計上しておりますのは、旧下土別小学校の校舎、屋内体育館、教員住宅、住宅については1棟3戸、それと旧教職員住宅、これは5棟5戸、これは温根別地区にご

ございます。それと、同じ朝日地区にあるものが5棟14戸ということで、予算上は総額5,917万円ということで計上してございます。

いずれにいたしましても、マネジメント計画をしっかりと進めていくということが、まちづくり総合計画をやっていく財源にしても何にしても裏づけとなるものでありますので、皆様方、市民の皆様方の理解をしっかりと得ながら、丁寧に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 再度、お願いします。

お願いといたしますか意見を申し上げますが、先ほど副市長におっしゃっていただきました、特に施設利用の広報化といたしますか、同じ施設を利用しても、お互いに利用している人はしているんですけども、していない人は要らないんじゃないかというような意見もございますので、ぜひ、市民が使っているものについて、どの程度使っているかというような広報をできればしていただくと、お互いがお互いに、これは必要なんじゃないかなということも認識されますので、ぜひそういうことも含めて、利用度を高めていくということも必要ですし、どの程度使われているかということの必要性も十分認識されていくような市民の意識改革をしていただければというふうに思いますが、もう一度その点、ひとつ、広報か何かに出していただくことができるのかどうかを含めて、お願いします。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） これからマネジメント計画の中で検討を加えていく施設は、いろいろと出てくるわけでありましてけれども、いろんな地区にあって、別の地区の人から見れば、その施設のことがよくわからないということがあって、じゃあ、その施設をどんなふうな方向性でもっていくんだといったようなことも、よく理解できないというようなこともありますし、今言った一つのサークルの方が使っているけれども、そのサークル以外の方は、何のために使っている施設かわからないというのがありますので、いずれにしても、市民全員が十分に理解するといったようなことが重要だと思っておりますので、今広報ということがございましたけれども、広報も含めてどのような手法がいいかといったことで検討していきたいなというふうに思います。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 学校運営協議会制度についてお伺いいたします。

いわゆる、コミュニティ・スクールの導入ということですが、従来から学校活動についての地域支援や環境の整備など、学校を取り巻く地域の支援制度がさまざまつくられてきた経過があります。この制度を導入する意図、内容についてまずお伺いいたします。

文部科学省では、このコミュニティ・スクールを全国の小・中学校に対して、この事業を導入するように進めてまいりました。今年度より、本市においてもこの協議会制度を導入していくこととなるわけですが、この協議会の果たすべき役割はどのようなものなのか。また、現在他地域において実施されている現状では、どのような成果があり認識を持っているのか、わか

れば教えていただきたいと思います。

さらに、従来の学校支援のあり方とどのような相違があるのか、お示しをいただければと思います。

さらにまた、地域学校協働本部がつくられるとありますが、その内容と役割についてお伺いいたします。

学校運営協議会と学校地域支援等とのP D C Aサイクルを循環させていくことの必要性もあるようですが、これらをどのように関連させていくのか。これを進めることについて、どのように考えていくのか、お尋ねいたします。

現在、学校については、学校校舎の管理体制等が厳しい現状であり、地域にありながら、住民と学校が疎遠になっているのではないかと思います。学校校舎の住民への利用度を高めていくこと、また住民が地域の子供として育てていく意識の醸成の必要性を感じますし、また、行事などへも積極的に案内して、学校からもアプローチをしていく必要性を感じますが、いろいろな制度をつくっても、生徒・児童と住民とのコミュニケーションがとれなければ意味のないものになってしまいます。新しい制度の導入について、意義のあるものとしていくことへの考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 鴻野生涯学習部次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） 私からは、学校運営協議会制度の内容や役割等についてお答えいたします。

まず、学校運営協議会制度についてですが、これは保護者、地域住民、教職員等で構成され、協議会における話し合いを通して、学校や子供たちが抱える問題等に対し、地域ぐるみでの解決を目指し、子供たちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かすことを目的としております。このような目的を達するために、教育委員会が協議会を設置した学校を、いわゆるコミュニティ・スクールと言います。

学校運営協議会は、学校と保護者及び地域住民等の間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成等に取り組むために、学校運営及び必要な支援等に関して協議する機関であり、本年4月に上士別、多寄、温根別、朝日の4地区において導入する計画であり、2019年度には中央市街地区の学校においても導入の予定であります。

この役割としましては、学校長の作成する学校運営の基本方針を承認することなどを通して、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させ、教育活動の改善や充実に向けた取り組みを推進するものであります。

そこで、現在導入されている地域での成果についてですが、昨年7月に北海道教育委員会が、コミュニティ・スクールを導入した市町村及び学校に対し行ったアンケートによりますと、その成果があった項目として、特色ある学校づくりが進んだ、学校と地域が情報を共有するようになった、あるいは地域が学校に協力的になったなどが挙げられております。

次に、従来の学校支援のあり方との違いについてですが、本市においては、これまでも学校

と保護者、地域住民は連携・協力しているところですが、学校運営の基本方針の承認や学校運営に関する意見など制度の導入後は、協議会の議論の中で出た意見やアイデアを取り入れることで、既存の活動の改善・充実が期待できるところです。また、学校が示す子供たちの課題について話し合いをし、ともに解決の方策を検討、実行することなども期待されるところであります。

次に、地域学校協働本部のお尋ねについては、これは地域が主体となる組織であり、学校運営協議会での話し合いを通じ、学校と地域が子供たちのために実施する取り組みを推進するものです。現在、主に水泳やスキー事業に指導補助ボランティアを派遣する学校支援地域本部を市街地、北地区、南地区、上士別、多寄、温根別、朝日の市内6カ所に設置しており、この地域本部をベースに同じく6つの地域学校協働本部を設置し、これまでの水泳やスキーへの対応に加え、学校運営の基本方針実現のために必要な活動を実施するものであります。各協働本部には、教育委員会職員や地域住民らによるコーディネーターを置き、学校の要請を受け、地域との調整及び派遣を行う役割を担ってもらっております。

次に、学校運営協議会と地域学校協働本部の関連性でございますが、本市においては、学校運営の基本方針実現のために、学校や地域が連携・協働した、主に学校における教育活動を進める主体を地域学校協働本部と捉えております。

学校運営協議会と地域学校協働本部の関係性については、学校生活及び土曜日や放課後など、学校以外での過ごし方について、学校運営協議会で話し合われた方向性や子供たちの課題を解決するための方策などを、地域学校協働本部が調整し実行するというものでございます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。

○議長（丹 正臣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 学校運営協議会制度の導入についての考え方などについてお答えいたします。

谷口議員のお話のとおり、学校に地域の方々が訪れる機会を増やすことは、地域の子供は地域で育てるという意識をつくる上では必要なことであります。

そこで、今回、学校運営協議会を導入することにより、保護者や地域住民が学校運営に対する意見を述べるできるようになります。地域の方々の意見や考えも、学校運営協議会の議論のテーマとして挙げていただくことにより、地域の考え方などについても、学校として、また協議会として取り組んでいくことが可能となります。

また、学校側もさまざまな課題を学校だけで解決しようとするのではなく、協議会に諮り、地域ぐるみで解決していこうとする意識で、この制度を活用していくという姿勢を持つ必要もあります。

子供は社会の宝であり、もちろん士別市の宝です。全ての子供たちがこの地で育ち、学ぶことに喜びを感じ、夢の実現に向かって歩むことができるように、学校運営協議会制度の導入により、これまで以上に地域の中の学校としての位置づけのもと、地域で子供を育むという機運

の醸成を図っていく考えであります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 一つだけお尋ねいたします。

この学校運営協議会というものができることによって、不登校あるいはいじめ等の問題との関係が、こういう中で、ある意味では解決の方向でされるこの協議会なのか、それともそういうものは別なのか、どういうふうな関連性を持つのかというのを、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 鴻野次長。

○生涯学習部次長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

今、学校運営協議会制度等について、全体的な内容について申し上げたところでございます。具体的に、今、議員がおっしゃられました不登校・いじめ等についての対策ということのみを捉えると、これは、果たしていかがかということはあるとは思いますが。しかしながら、今申しましたように、地域と学校が一体となってという観点から申しますと、全体的にはこういった課題の中の一つというふうな捉え方で、これらについても、やはり今まで以上に組織的、有機的に解決の方向性が見出していけるのかなど、こんなふうと考えてございます。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 以上で、谷口議員の質疑を終了いたします。

これにて、大綱質疑を終わります。

○議長（丹 正臣君） ここで、ただいま議題となっております議案28案件の審議方法について、お諮りいたします。

本案につきましては、審議の慎重を期するために、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、その審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第28号までの28案件は、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

○議長（丹 正臣君） 引き続き、予算審査特別委員会正副委員長を選任を行います。

この選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って選任することになっておりますので、正副委員長の御氏名を申し上げます。

予算審査特別委員会委員長には松ヶ平哲幸議員、副委員長には粥川 章議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名したとおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(丹 正臣君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、選任することに決定をいたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長に選任にされましたお二人より、御挨拶をお願いいたします。

初めに、予算審査特別委員会委員長松ヶ平委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○予算審査特別委員会委員長(松ヶ平哲幸君)(登壇) ただいま、平成30年度予算審査特別委員会が設置され、議員各位の御推挙を賜り委員長に就任することになりました。改めてこの重責をしっかりと受けとめ、予定されている期間、全力で務めさせていただき決意であります。

また、この市議会では、予算・決算に関しては、特別委員会を設置する中で審議をしてまいりましたが、新年度からは常任委員会を設置することになっておりますので、その点からいえば、今回の特別委員会は、長い士別市議会の歴史の中で最後の特別委員会の設置ということからも、改めて身の引き締まる思いであります。

さて、平成29年度からは公共施設マネジメント計画がスタートしており、平成30年度からはまちづくり総合計画8年間の初年度となり、個別の計画では、第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画、第4期士別市障がい者福祉基本計画、第2期士別市男女共同参画行動計画、第2期士別市スポーツ推進計画等々、多くの計画のスタートの年となります。さらに、4月からは市立病院が公営企業法全部適用となり、経営の健全化に向けて大きく期待するところであり、また、市役所新庁舎の工事がいよいよ着手されるなど、大きな節目の年とも言えます。

しかしながら、本市の財政状況は、自主財源である市税が前年度より3,000万円の減額、地方交付税も前年比2%の減額などにより、歳入は前年度を下回ると見込んでおり、一層厳しい財政運営が求められる中、市民のニーズに合った住民サービスの確保を図っていかなければなりません。平成30年度予算を初め、付託された案件全てにおいて、行政と市民と議会とが共通された課題として認識していただくためにも、議員各位にはさまざまな角度から建設的な議論をいただき、行政側にも積極的な答弁を期待するものであります。

また、報道関係の皆様には、これまでと変わらず、審査内容を的確かつスピーディーに市民の皆様にお伝えいただきますことを申し上げ、委員長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。(拍手)(降壇)

○議長(丹 正臣君) 次に、粥川副委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

○予算審査特別委員会副委員長(粥川 章君)(登壇) 平成30年度予算審査特別委員会の副委員長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

先ほど予算審査特別委員会が設置され、副委員長の御指名をいただき、その責務の重さを感じているところであります。

30年度の本市の一般会計予算案は182億2,500万円と、前年比4.6%増となり、歳入における地方交付税は前年比2.7%減となることから、財政調整基金より8億4,000万円を充当することが予定されている厳しい財政状況での予算案であります。

よって、委員各位におかれましては、建設的な熟議をしていただき、本年度の予算が決定することを期待するところであります。

委員会の運営に当たりましては、松ヶ平哲幸委員長とともにスムーズな運営に努めさせていただきたいと思っておりますので、委員各位の御協力をお願い申し上げ、副委員長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）（降壇）

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明8日から15日までの8日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹 正臣君） 御異議なしと認めます。

よって、明8日から15日までの8日間は休会と決定いたしました。

なお、16日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集お願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時09分散会）